

知的財産権・ノウハウ・データを対象とした  
優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書

令和 8 年 3 月

公正取引委員会

## 目次

第1	調査の趣旨・調査状況等.....	1
1	調査の趣旨 .....	1
2	アンケート調査 .....	1
(1)	アンケート調査方法.....	2
(2)	アンケート調査対象.....	2
(3)	アンケート調査期間.....	3
(4)	回答者数（回答率） .....	3
3	ヒアリング調査 .....	4
第2	調査結果 .....	4
1	基本事項 .....	4
(1)	回答者の業種.....	4
(2)	回答者の資本金.....	5
(3)	回答者の従業員数.....	6
(4)	回答者の売上高.....	7
(5)	知的財産権・ノウハウ・データの有無や種類.....	8
2	知的財産権等に関するチェック体制等.....	10
(1)	知的財産権等をチェックする担当者の有無.....	10
(2)	社内の担当者や外部の専門家がない理由.....	11
3	納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験等.....	12
(1)	納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験の有無.....	12
(2)	納得できない内容の取引条件等を受け入れた理由.....	12
4	納得できない取引条件等の内容（アンケート結果） .....	14
(1)	秘密保持契約（NDA）に係るもの.....	14
(2)	ノウハウ・データの開示等に係るもの.....	16
(3)	知的財産権等の譲渡等に係るもの.....	19
(4)	知的財産権等の対価設定に係るもの.....	21
(5)	技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係るもの.....	31
(6)	共同研究開発等に係るもの.....	33
(7)	共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの.....	35
(8)	出願干渉に係るもの.....	37
(9)	知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの.....	39
5	納得できない取引条件等の具体的な内容（ヒアリング調査） .....	41
(1)	NDAに係るもの .....	41
(2)	ノウハウ・データの開示に係るもの.....	42

(3) 知的財産権の譲渡等に係るもの.....	45
(4) 知的財産権等の対価設定に係るもの.....	49
(5) 技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係るもの.....	51
(6) 共同研究開発等に係るもの.....	54
(7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの.....	56
(8) 出願干渉に係るもの.....	56
(9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの.....	56
第3 知的財産の取引慣行の実態と独占禁止法上の考え方.....	57
1 調査結果の総括 .....	57
2 発注者の受注者に対する優越的地位及び公正競争阻害性の考え方.....	58
3 行為類型の実態及び考え方.....	60
(1) NDAに係るもの .....	60
(2) ノウハウ・データの開示に係るもの.....	62
(3) 知的財産権の譲渡等に係るもの.....	64
(4) 知的財産権等の対価設定に係るもの.....	67
(5) 無償の技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係るもの.....	69
(6) 共同研究開発等に係るもの.....	70
(7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの.....	72
(8) 出願干渉に係るもの.....	73
(9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの.....	73
(10) 独占禁止法、中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係 .....	74
第4 公正取引委員会の対応.....	77
1 問題行為の未然防止に向けた周知活動等.....	77
2 違反行為への厳正な対処.....	77

## 第1 調査の趣旨・調査状況等

### 1 調査の趣旨

知的財産権やノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業にとっての成長の源泉であるとともに、賃上げの原資確保に資するものである。

中小企業が大企業等から知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられることから、具体的な知的財産権やノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

公正取引委員会は、令和元年に知的財産権やノウハウに係る実態調査<sup>1</sup>を、令和2年にスタートアップの取引慣行に関する実態調査<sup>2</sup>をそれぞれ実施しているが、当該調査から一定の期間が経過しており、また、調査内容も製造業やスタートアップ<sup>3</sup>に限られていた。そこで、改めて、製造業やスタートアップも含む幅広い業種を対象とした実態調査を行い、調査結果を踏まえ、業種横断的に参照し得る独占禁止法の指針の策定や製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「中小受託取引適正化法」という。）の運用基準の見直しにつなげる必要がある。

このような趣旨から、知的財産権・ノウハウ・データを対象とし、優越的地位の濫用行為等に該当し得る取引の実態を確認すべく、今回の調査を実施した。

### 2 アンケート調査

本調査においては、以下のとおり用語を定義している。

用語	定義
知的財産権	知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に掲げられた権利（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）をいう。
ノウハウ	ノウハウ・発明等のうち、知的財産権として権利化されていないものをいう。例えば、図面、レシピ、工程表、成分表等の他、技術指導等の職人が持つ特殊な加工技術等、営業・マーケティングに係るビジネスノウハウも含む。 なお、データ全般については、「データ」に含めるものとした。

<sup>1</sup> 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月公表）〈<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>〉

<sup>2</sup> スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（令和2年11月公表）〈<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>〉

<sup>3</sup> スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書では、「スタートアップ」について「統一的な定義が存在するわけではないが、概ね共通している考え方として、創業して数年から10年程度であり、成長産業領域において革新的な事業に取り組んでいる事業者」とした上で「その事業内容については、一次産業や二次産業も含め多様な業種に渡っている。」としている。

データ	<p>データのうち、知的財産権として保護されていないもの全般をいう。</p> <p>例えば、生産設備・機械部品等の稼働状況等を示す各種（回転数、温度、圧力、角度、稼働時間等）の産業データ、研究開発の過程で生じるデータ（観測データや実験データ等）、3次元データ等をいう。</p> <p>なお、本調査では、技術情報に限らず、営業・マーケティング系のビジネスデータ、顧客データもデータに含むものとする。</p>
-----	--

## (1) アンケート調査方法

今回のアンケート調査では、回答依頼状の送付先である事業者に対し、Web上で事例の報告等を求めるアンケート調査を実施した。

## (2) アンケート調査対象

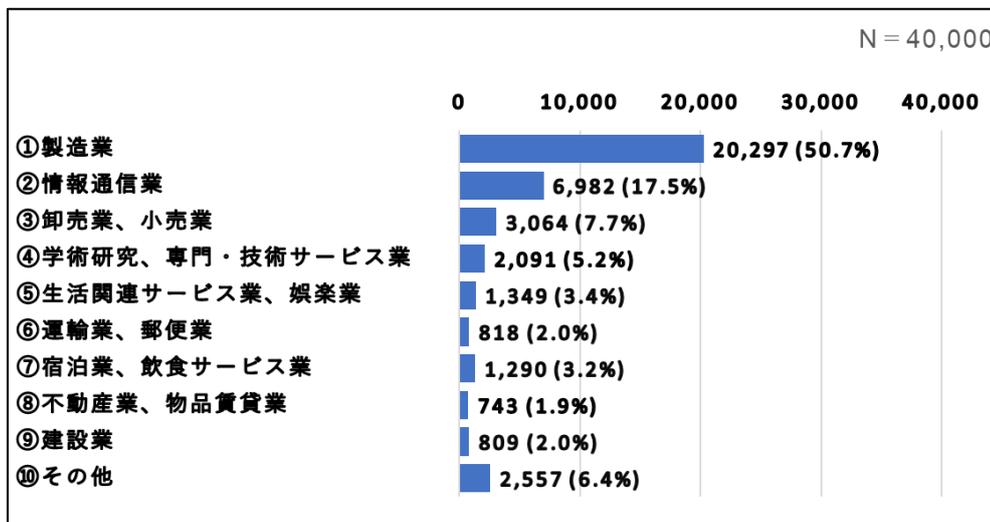
今回のアンケート調査は、全国の中小企業<sup>4</sup>及び大企業を対象として、業種別（91業種<sup>5</sup>）に全国偏りなく無作為に抽出した40,000社に対して回答依頼状を送付し、受注者の立場から回答を依頼したものである（図表1及び図表2<sup>6</sup>）。回答依頼状の業種別の発送比率は、中小企業庁の「令和5年中小企業実態基本調査」で報告された業種別の知的財産権の保有率や事業者団体へのヒアリング結果等を踏まえて決定している。

<sup>4</sup> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の業種別の中小企業者の定義に該当するものとしている。

<sup>5</sup> 日本標準産業分類の中分類の業種。集計に当たり、図表1及び図表2では日本標準産業分類の大分類に基づき、業種別の発送数等を算出している。

<sup>6</sup> 図表の数値は、回答数を回答者数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した数値であるため、各欄の合計値が100%にならない場合がある。以下同じ。

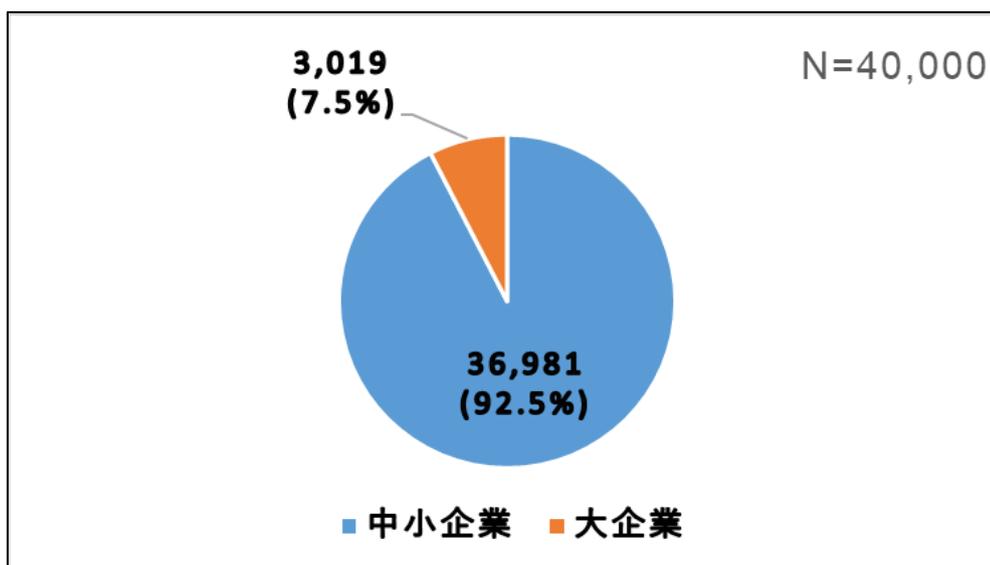
図表 1：回答依頼状の業種別の発送数及び業種比率



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～⑩の各項目の割合は回答依頼状の発送数(40,000社)に占める割合を算出している。

図表 2：回答依頼状の発送先の事業規模



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)中小企業及び大企業の割合は回答依頼状の発送数(40,000社)に占める割合を算出している。

(3) アンケート調査期間

令和7年9月1日から同月30日まで。

(4) 回答者数(回答率)

6,973社(17.4%)

### 3 ヒアリング調査

本件調査においては、アンケート回答等を踏まえ、合計148件の調査を実施した<sup>7</sup>。  
148件の内訳は、事業者に対するものが136件、事業者団体に対するものが12件である。

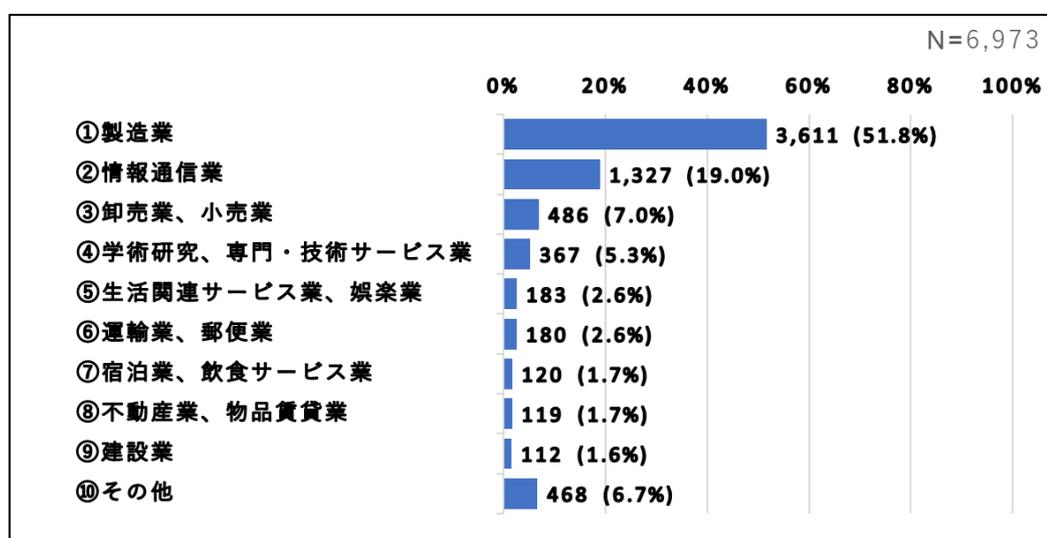
## 第2 調査結果

### 1 基本事項

#### (1) 回答者の業種

回答者の業種は、製造業が約52%、情報通信業が約19%、卸売業・小売業が約7%であった（図表3）。

図表3：回答者の業種（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

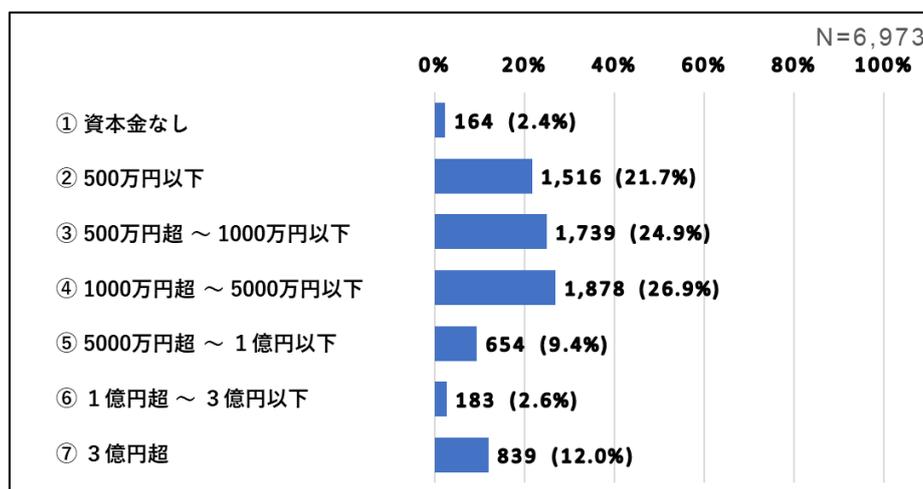
(注)①～⑩の各項目の割合は回答者数（6,973社）に占める割合を算出している。

<sup>7</sup> 本調査におけるヒアリングの中では、個別具体的な内容も含まれており、そのまま内容を記載すると事業者が特定されてしまうおそれがある場合には、記載を抽象的にするとともに、全体として表現を統一するなどの修正を適宜行っている。

## (2) 回答者の資本金

回答者の資本金は、3億円以下の事業者が約86%、1000万円以下の事業者が約47%であった（図表4）。

図表4：回答者の資本金（単一回答）



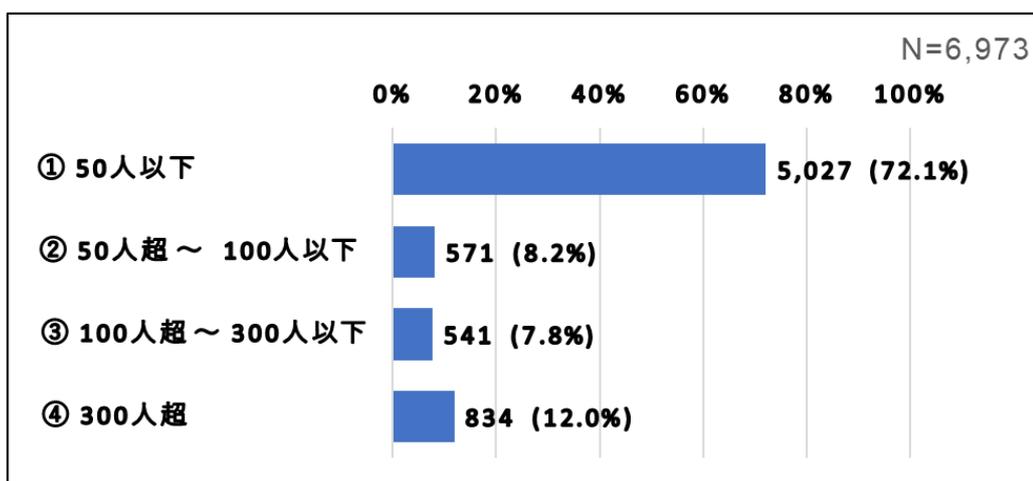
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～⑦の各項目の割合は回答者数（6,973社）に占める割合を算出している。

### (3) 回答者の従業員数

回答者の従業員数は、50人以下の事業者が約72%、300人以下が約88%であった(図表5)。

図表5：回答者の従業員数（単一回答）



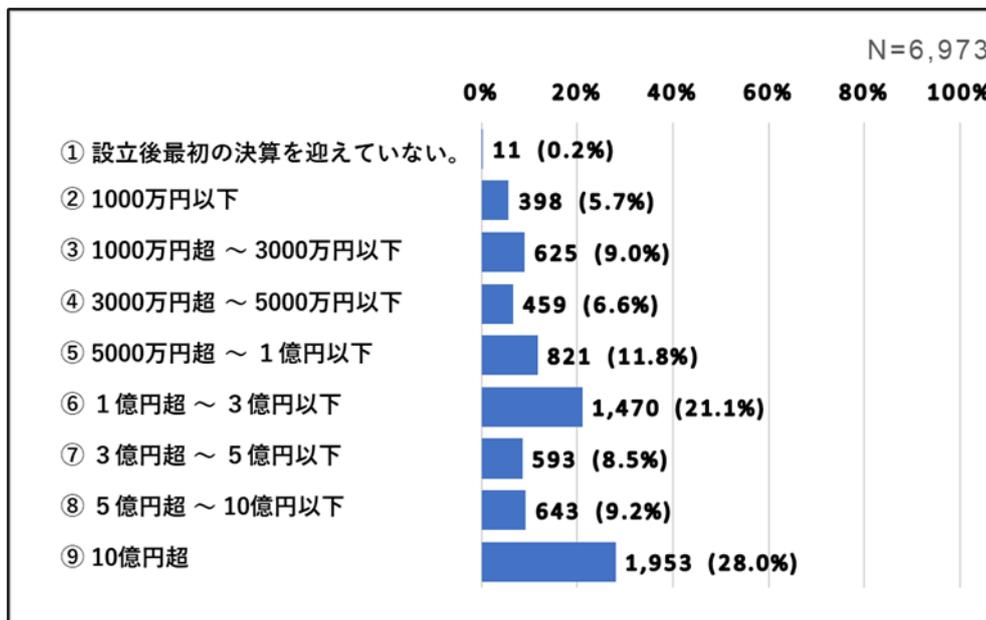
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～④の各項目の割合は回答者数（6,973社）に占める割合を算出している。

#### (4) 回答者の売上高

回答者の売上高は、10億円超の事業者が約28%、1億円超3億円以下の事業者が約21%、5000万円超1億円以下の事業者が約12%であった（図表6）。

図表6：回答者の売上高（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

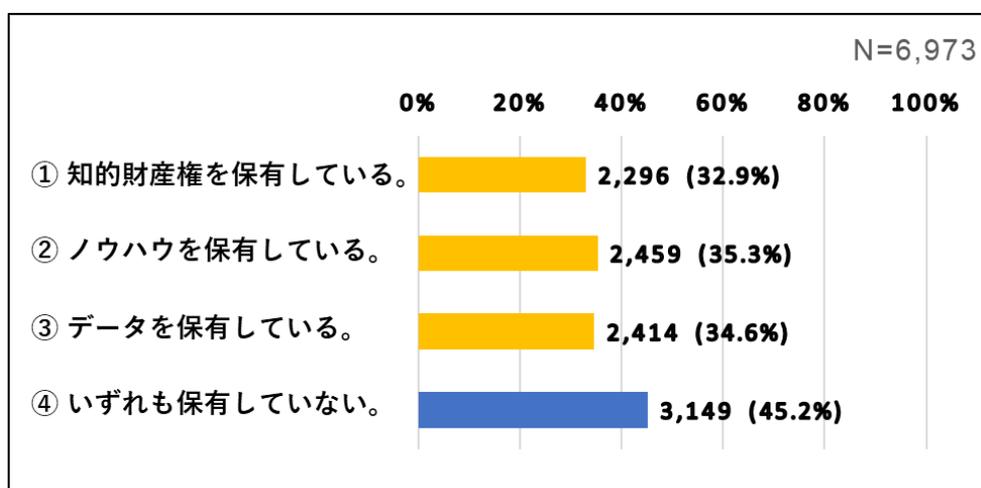
(注)①～⑨の各項目の割合は回答者数（6,973社）に占める割合を算出している。

#### (5) 知的財産権・ノウハウ・データの有無や種類

回答者のうち、知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者<sup>8</sup>は約55%、いずれも保有していないと回答した事業者は約45%であった(図表7)。

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、保有している知的財産権・ノウハウ・データの種類を質問したところ、ノウハウの保有が約61%、データの保有が約58%、商標権の保有が約44%、特許権の保有が約34%、著作権の保有が約22%であった(図表8)。

図表7：知的財産権・ノウハウ・データの有無(複数回答)

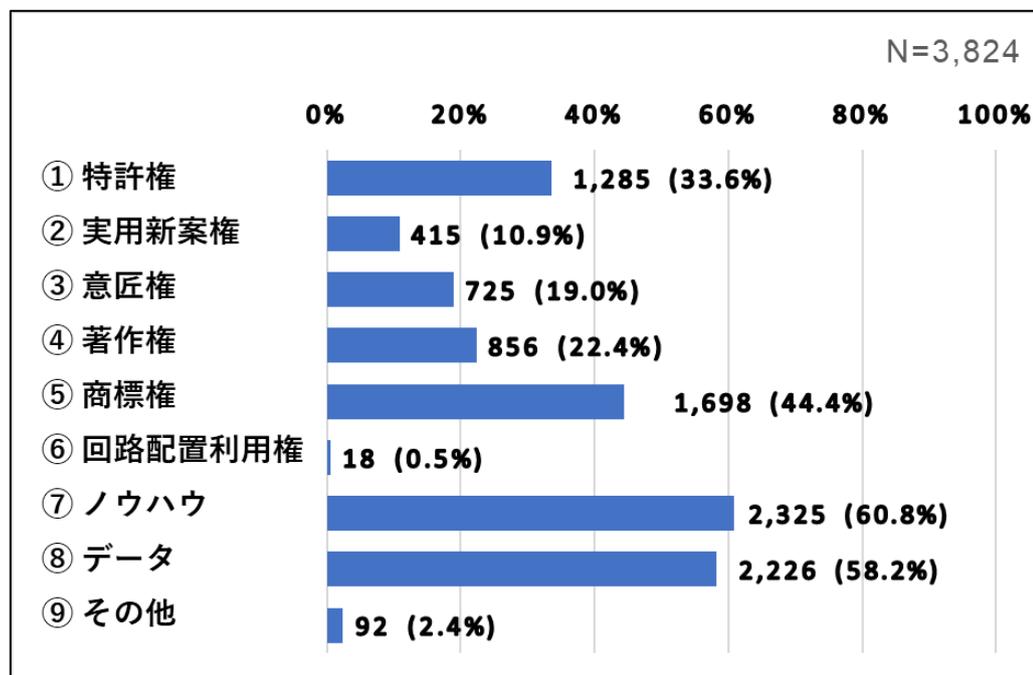


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～④の各項目の割合は回答者数(6,973社)に占める割合を算出している。

<sup>8</sup> 図表7に係る質問で「①知的財産権を保有している」、「②ノウハウを保有している」若しくは「③データを保有している」のいずれか又は複数を回答した者(3,824社)。以下同じ。

図表 8：保有している知的財産権・ノウハウ・データの種類（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～⑨の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

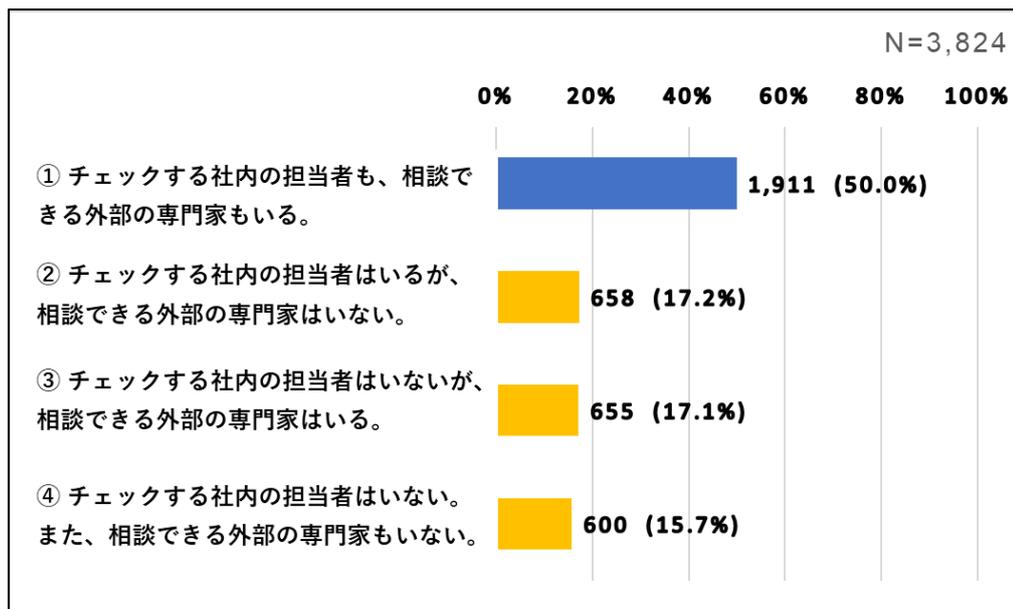
## 2 知的財産権等に関するチェック体制等

### (1) 知的財産権等をチェックする担当者の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、取引の契約締結時等に知的財産権・ノウハウ・データに係る取扱いをチェックする社内の担当者（他の業務と兼務する場合を含む。）や相談できる外部の専門家（弁護士、弁理士、政府の相談窓口の担当者等）がいるかについて質問を行ったところ、「チェックする社内の担当者も、相談できる外部の専門家もいる。」が約50%であった。

一方、チェックする社内の担当者や相談できる外部の専門家がいないと回答した事業者<sup>9</sup>も約50%であった。具体的には、「チェックする社内の担当者はいないが、相談できる外部の専門家はいない。」が約17%、「チェックする社内の担当者はいないが、相談できる外部の専門家はある。」が約17%、「チェックする社内の担当者はいない。また、相談できる外部の専門家もいない。」が約16%であった（図表9）。

図表9：知的財産権等をチェックする担当者の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～④の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

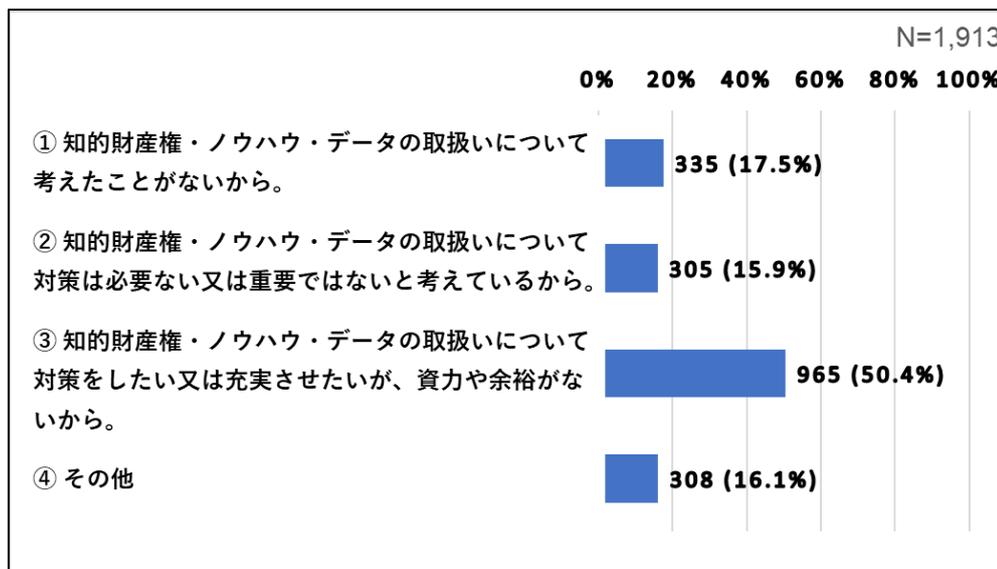
<sup>9</sup> 図表9に係る質問で「②チェックする社内の担当者はいないが、相談できる外部の専門家はいない。」「③チェックする社内の担当者はいないが、相談できる外部の専門家はある。」又は「④チェックする社内の担当者はいない。また、相談できる外部の専門家もいない。」のいずれかを回答した者（1,913社）。以下同じ。

## (2) 社内の担当者や外部の専門家がない理由

チェックする社内の担当者や相談できる外部の専門家がないと回答した事業者に対し、取引の契約締結時等に知的財産権・ノウハウ・データに係る取扱いをチェックする社内の担当者や相談できる外部の専門家がない主な理由について質問を行ったところ、「知的財産権・ノウハウ・データの取扱いについて対策をしたい又は充実させたいが、資力や余裕がないから。」が約50%、「知的財産権・ノウハウ・データの取扱いについて考えたことがないから。」が約18%、「知的財産権・ノウハウ・データの取扱いについて対策は必要ない又は重要ではないと考えているから。」が約16%であった。

また、その他の回答（約16%）として、「社内チェックで十分であると考えているため。」や、「親会社に委託して管理しているため。」などの回答があった（図表10）。

図表10：社内の担当者や外部の専門家がない理由（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

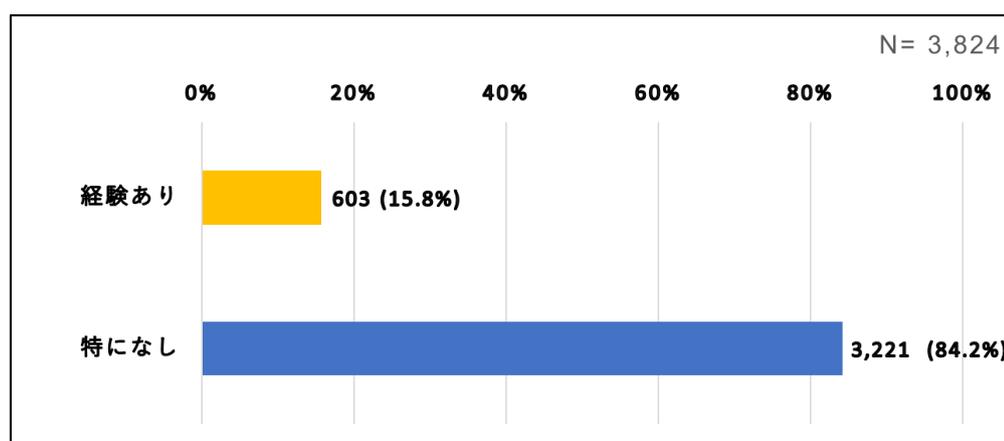
(注)①～④の各項目の割合はチェックする社内の担当者や相談できる外部の専門家がないと回答した事業者（1,913社）に占める割合を算出している。

### 3 納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験等

#### (1) 納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者<sup>10</sup>は、約16%であった（図表11）。

図表11：納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

#### (2) 納得できない内容の取引条件等を受け入れた理由

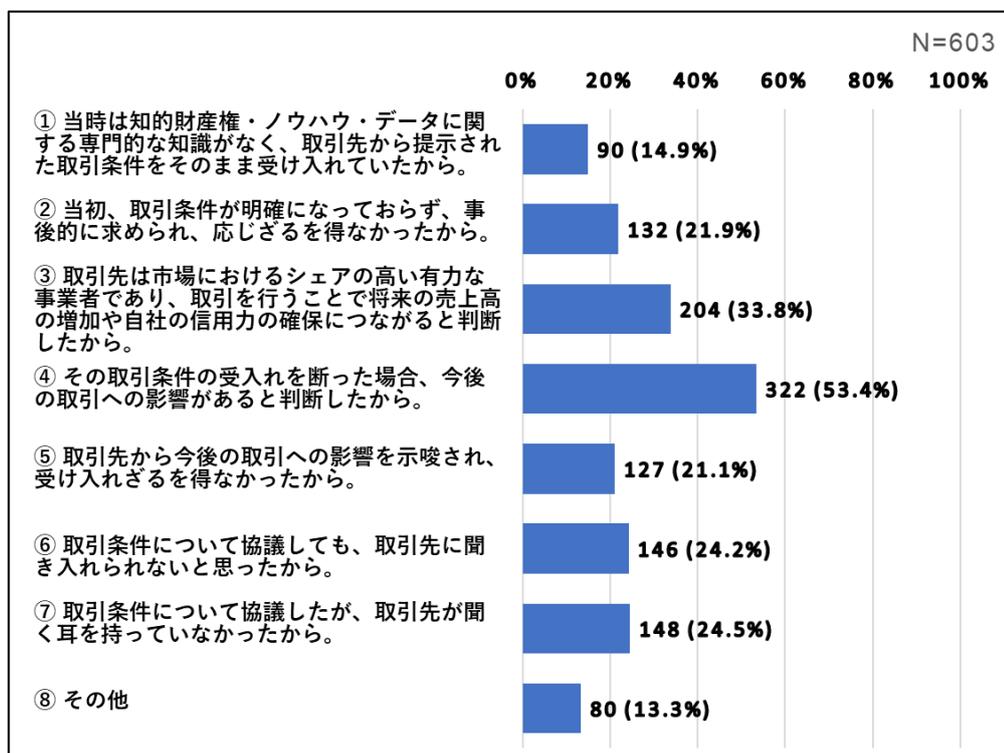
納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者に対し、その理由を質問したところ、「その取引条件の受入れを断った場合、今後の取引への影響があると判断したから。」が約53%、「取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や自社の信用力の確保につながると判断したから。」が約34%、「取引条件について協議したが、取引先が聞く耳を持っていなかったから。」が約25%、「取引条件について協議しても、取引先に聞き入れられないと思ったから。」が約24%、「当初、取引条件が明確になっておらず、事後的に求められ、応じざるを得なかったから。」が約22%、「取引先から今後の取引への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったから。」が約21%、「当時は知的財産権・ノウハウ・データに関する専門的な知識がなく、取引先から提示された取引条件をそのまま受け入れていたから。」が約15%であった。

また、その他の回答（約13%）として、「そもそも製品仕様書以外の取引条件が無

<sup>10</sup> 図表11に係る質問で「経験あり」と回答した者（603社）。以下同じ。

い。その話をした場合、今後の取引への影響がありそう。」や、「短納期であり、取引条件を交渉する時間的な余地がなく、受け入れざるを得ない。」などの回答があった(図表12)。

図表12：納得できない内容の取引条件等を受け入れた理由（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～⑧の各項目の割合は納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者（603社）に占める割合を算出している。

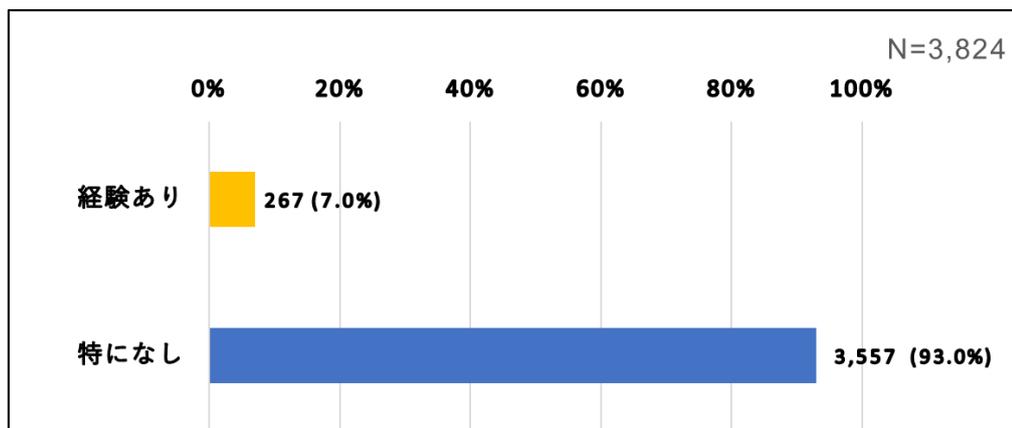
#### 4 納得できない取引条件等の内容（アンケート結果）

##### (1) 秘密保持契約（NDA<sup>11</sup>）に係るもの

###### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA の締結を強要された経験があると回答した事業者<sup>12</sup>は約 7%であった（図表13）。

図表13：NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA の締結事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

###### イ 具体的な事例

NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA の締結を強要された経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「秘密保持契約（NDA）を締結したが、自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、開示された秘密を無償で様々なビジネスに利用できるという一方的な取引条件となっていた。」が約28%、「秘密保持契約（NDA）を締結するように求めたが、取引先に断られた。」が約23%、「秘密を漏洩されないようにする秘密保持契約（NDA）を締結したが、取引先が秘密を保持すべき期間が非常に短い取引条件となっていた。」が約9%、「秘密保持契約（NDA）を締結してもらえない上、取引先がその提携先や顧客等に対し、秘密を開示することができるという取引条件となっていた。」が約9%であった。

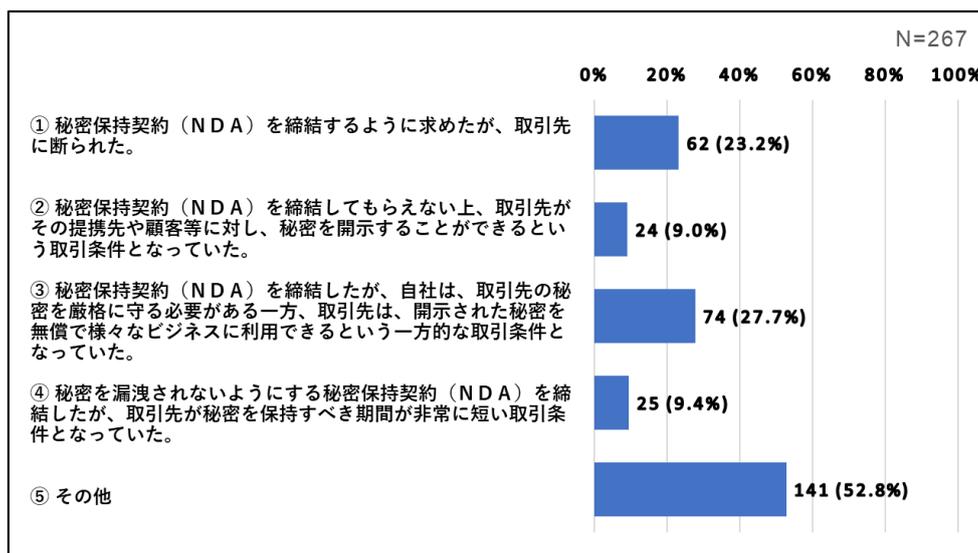
また、その他の回答（約53%）として、「商習慣として、契約なく取引する業界

<sup>11</sup> Non Disclosure Agreement の略。秘密情報を開示する際の、保秘義務及び目的外使用を禁ずる義務を課す合意。

<sup>12</sup> 図表13に係る質問で「経験あり」と回答した者（267社）。以下同じ。

である。」「そもそも秘密保持契約という概念がほとんどの取引先にはない。仮に契約したとしても、うやむやにされる。」「仮に締結しようとしても嫌がられ、最悪将来的な取引が停止する可能性もある為、受注者という弱い立場からは提言もし辛い慣習がある。」などの回答があった（図表14）。

図表14：NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA の締結事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

（注）①～⑤の各項目の割合は NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA の締結を強要された経験があると回答した事業者（267社）に占める割合を算出している。

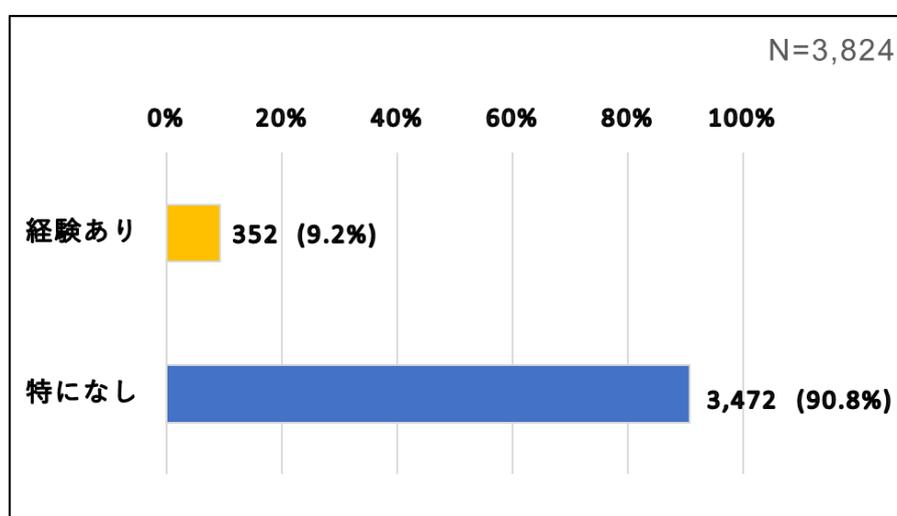
## (2) ノウハウ・データの開示等に係るもの

### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、ノウハウの開示等を強要された経験があると回答した事業者<sup>13</sup>は約9%であった（図表15）。

また、データの開示等を強要された経験があると回答した事業者<sup>14</sup>は約8%であり（図表16）、ノウハウやデータの開示等を強要された経験があると回答した事業者<sup>15</sup>は約11%であった。

図表15：ノウハウの開示等を強要された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

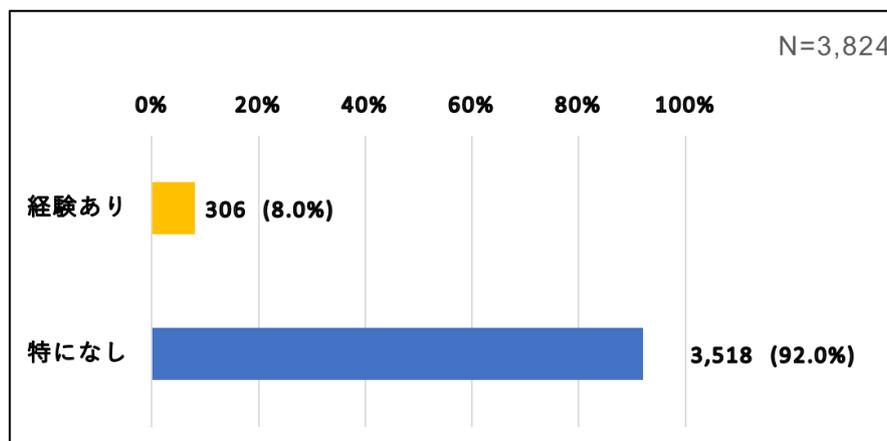
（注）各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

<sup>13</sup> 図表15に係る質問で「経験あり」と回答した者（352社）。

<sup>14</sup> 図表16に係る質問で「経験あり」と回答した者（306社）。

<sup>15</sup> 図表15及び図表16に係る質問のいずれか又は双方で「経験あり」と回答した者（411社）。

図表16：データの開示等を強要された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

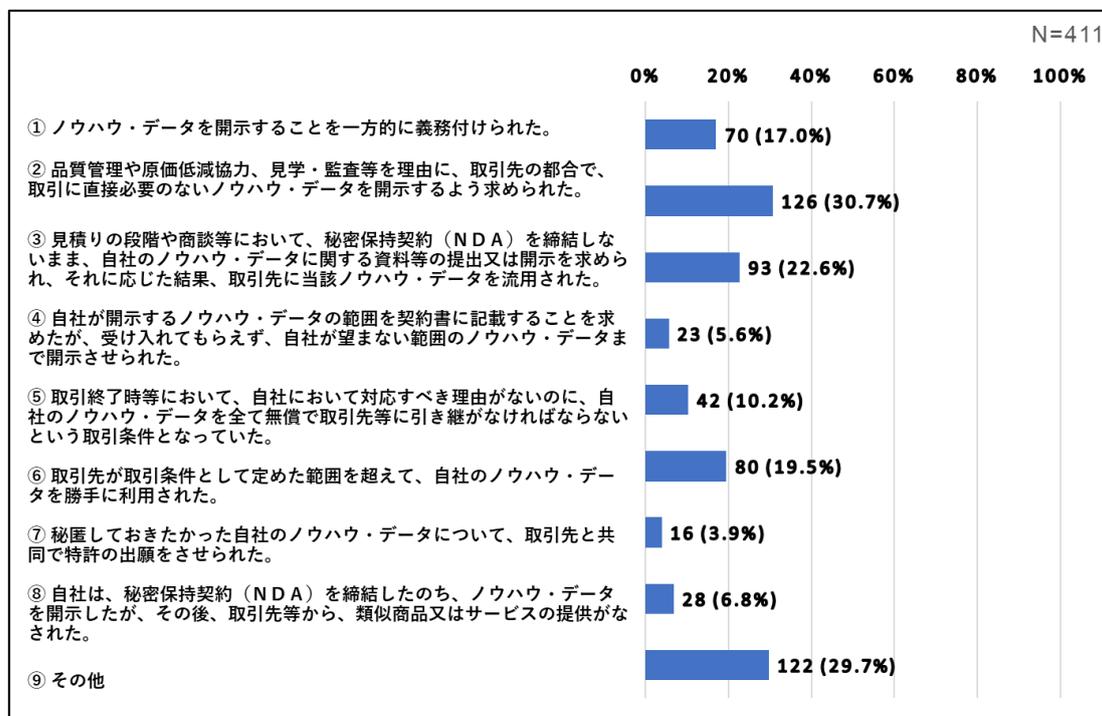
## イ 具体的な事例

ノウハウやデータの開示等を強要された経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「品質管理や原価低減協力、見学・監査等を理由に、取引先の都合で、取引に直接必要のないノウハウ・データを開示するよう求められた。」が約31%、「見積りの段階や商談等において、秘密保持契約（NDA）を締結しないまま、自社のノウハウ・データに関する資料等の提出又は開示を求められ、それに応じた結果、取引先に当該ノウハウ・データを流用された。」が約23%、「取引先が取引条件として定めた範囲を超えて、自社のノウハウ・データを勝手に利用された。」が約20%、「ノウハウ・データを開示することを一方的に義務付けられた。」が約17%、「取引終了時等において、自社において対応すべき理由がないのに、自社のノウハウ・データを全て無償で取引先等に引き継がなければならないという取引条件となっていた。」が約10%、「自社は、秘密保持契約（NDA）を締結したのち、ノウハウ・データを開示したが、その後、取引先等から、類似商品又はサービスの提供がなされた。」が約7%、「自社が開示するノウハウ・データの範囲を契約書に記載することを求めたが、受け入れてもらえず、自社が望まない範囲のノウハウ・データまで開示させられた。」が約6%、「秘匿しておきたかった自社のノウハウ・データについて、取引先と共同で特許の出願をさせられた。」が約4%であった。

また、その他の回答（約30%）として、「NDAを締結していない段階で、試作品に不備があるので成型型を確認したいという理由で成型型を提供させられ、そのまま型の作り方を分析された。」、「製品が廃止になったという理由で型を回収されて、

他社での成形に利用された。」「一方的に NDA や販売契約書を変更して、データを提供しなければ取引をしないと宣言された。」などの回答があった（図表17）。

図表17：ノウハウやデータの開示等を強要された事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

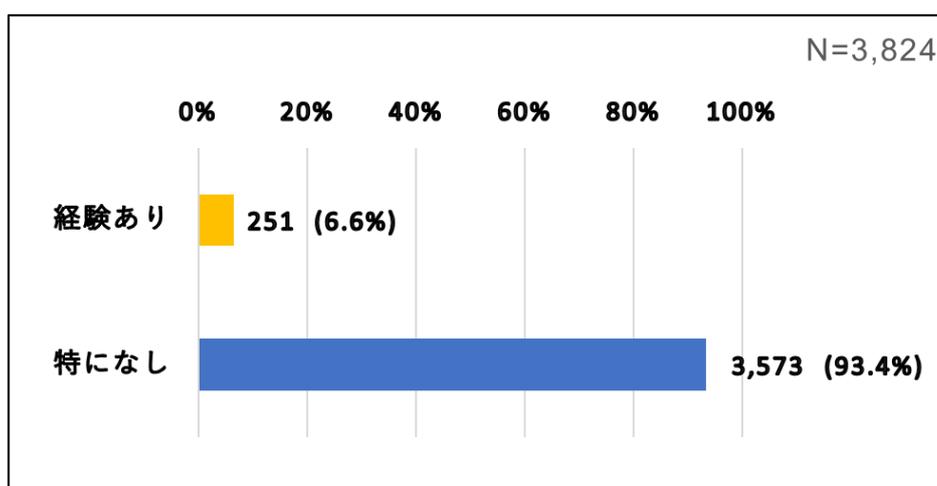
（注）①～⑨の各項目の割合はノウハウやデータの開示等を強要された経験があると回答した事業者（411社）に占める割合を算出している。

### (3) 知的財産権等の譲渡等に係るもの

#### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、知的財産権・ノウハウ・データの無償譲渡・無償ライセンス等を強要された経験があると回答した事業者<sup>16</sup>は約7%であった（図表18）。

図表18：無償譲渡・無償ライセンス等を強要された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注) 各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

#### イ 具体的な事例

知的財産権・ノウハウ・データの無償譲渡・無償ライセンス等を強要された経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「取引の中で生み出された技術、成果物等の権利が全て無償で取引先に帰属するという契約を締結させられた。」が約40%、「取引の内容に定められた範囲を超えて、自社が保有する知的財産権・ノウハウ・データを無償で取引先に譲渡させられ、又はその使用を認めさせられた。」が約22%、「取引先のみ都合がよい契約書を押し付けられ、その取引先に対して常に最恵待遇<sup>17</sup>で自社の知的財産権・ノウハウ・データの使用を認める義務を一方的に負わされた。」が約18%、「その取引とは関係のない自社が保有する知的財産権・ノウハウ・データ（その取引の経験に基づいて、自社が独自に生み出した新たな発明等を含む。）についても取引先に譲渡する又は取引先が利用できる取引条件となっていた。」が約16%、「取引先の希望で、自社の意に反

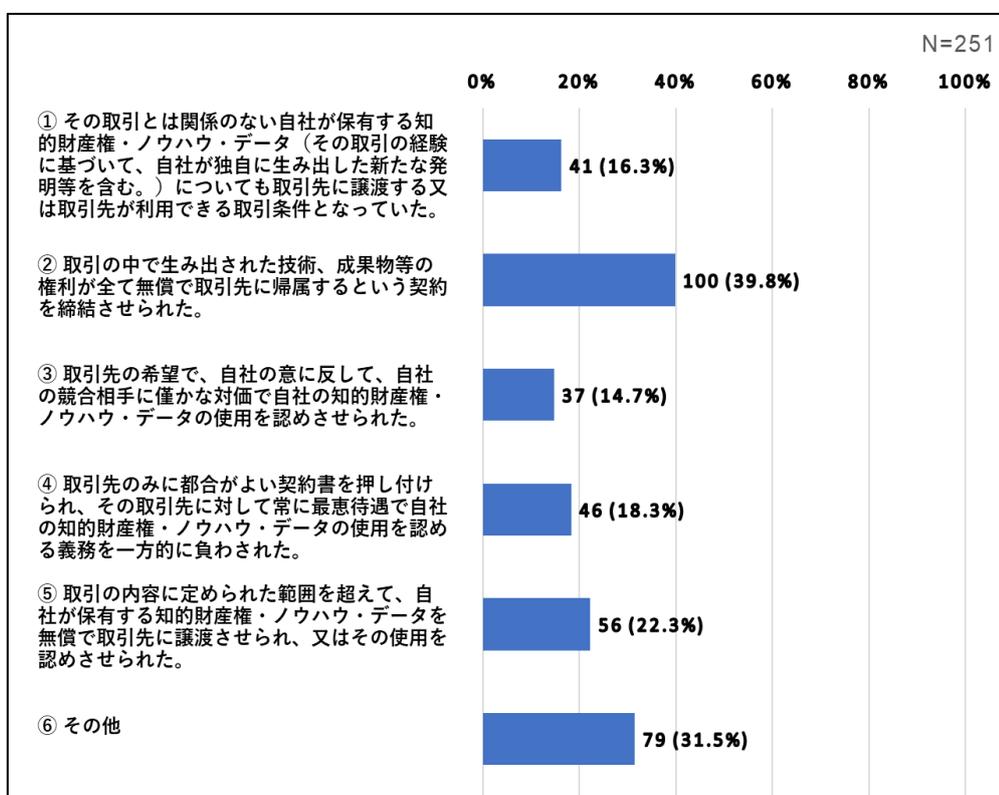
<sup>16</sup> 図表18に係る質問で「経験あり」と回答した者（251社）。以下同じ。

<sup>17</sup> 取引先の取引条件を他の取引先と同等以上に有利にする条件のこと。

して、自社の競合相手に僅かな対価で自社の知的財産権・ノウハウ・データの使用を認めさせられた。」が約15%であった。

また、その他の回答（約32%）として、「取引先との製品の契約後に当該取引先による当該製品の海外への輸出が決まり、取引先から、工程表や処方に関わる情報の開示が求められた。ただし、契約書にそういった際の費用に関わることなどを取り決めていなかったため、これまでこれら情報を無償で提供してきた。」や、「当社が提供した設備で品質上の問題があった際に、それに関連はしているが問題解決に不要と思われる設計基準・詳細図面等の無償提供を要求された。」などの回答があった（図表19）。

図表19：無償譲渡・無償ライセンス等を強要された事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

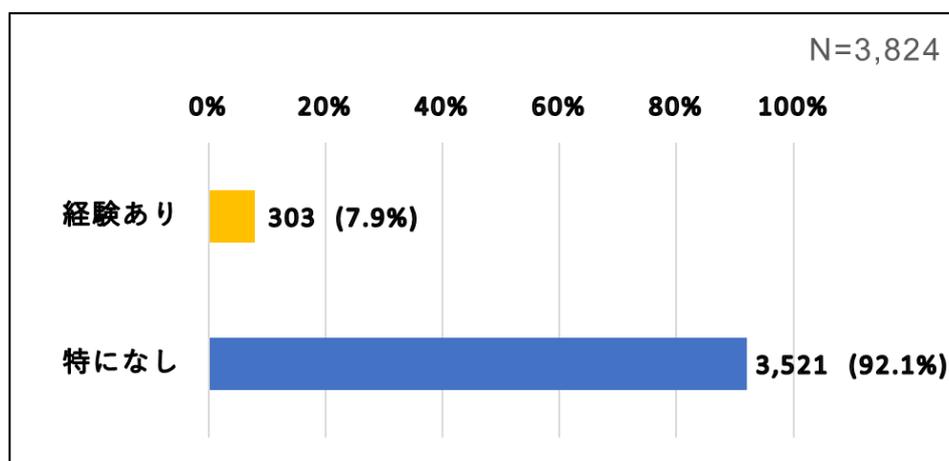
(注)①～⑥の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データの無償譲渡・無償ライセンス等を強要された経験があると回答した事業者（251社）に占める割合を算出している。

#### (4) 知的財産権等の対価設定に係るもの

##### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された経験があると回答した事業者<sup>18)</sup>は約8%であった（図表20）。

図表20：一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注) 各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

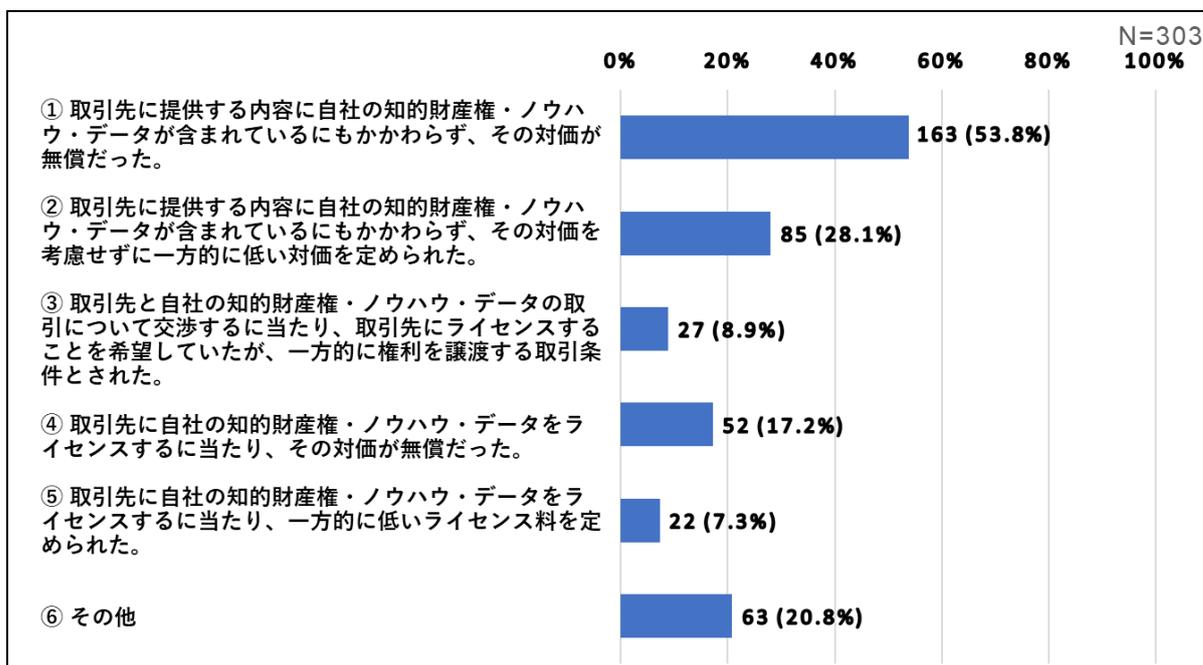
##### イ 具体的な事例

一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「取引先に提供する内容に自社の知的財産権・ノウハウ・データが含まれているにもかかわらず、その対価が無償だった。」が約54%、「取引先に提供する内容に自社の知的財産権・ノウハウ・データが含まれているにもかかわらず、その対価を考慮せずに一方的に低い対価を定められた。」が約28%、「取引先に自社の知的財産権・ノウハウ・データをライセンスするに当たり、その対価が無償だった。」が約17%、「取引先と自社の知的財産権・ノウハウ・データの取引について交渉するに当たり、取引先にライセンスすることを希望していたが、一方的に権利を譲渡する取引条件とされた。」は約9%、「取引先に自社の知的財産権・ノウハウ・データをライセンスするに当たり、一方的に低いライセンス料を定められた。」が約7%であった。

<sup>18)</sup> 図表20に係る質問で「経験あり」と回答した者（303社）。以下同じ。

また、その他の回答（約21%）として、「契約書や覚書を交わす場合、ほぼ全てのケースにおいて、提示されるひな形で著作権譲渡するよう求められる。このため再利用に当たり対価が支払われないケースが多い。」や、「ソフトウェア利用の対価に関しては、取引先との関係において、開発費用の多寡に関係なく、あらかじめ対価が設定されている取引が、当社にとって有利・不利問わず、存在する。」などの回答があった（図表21）。

図表21：一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

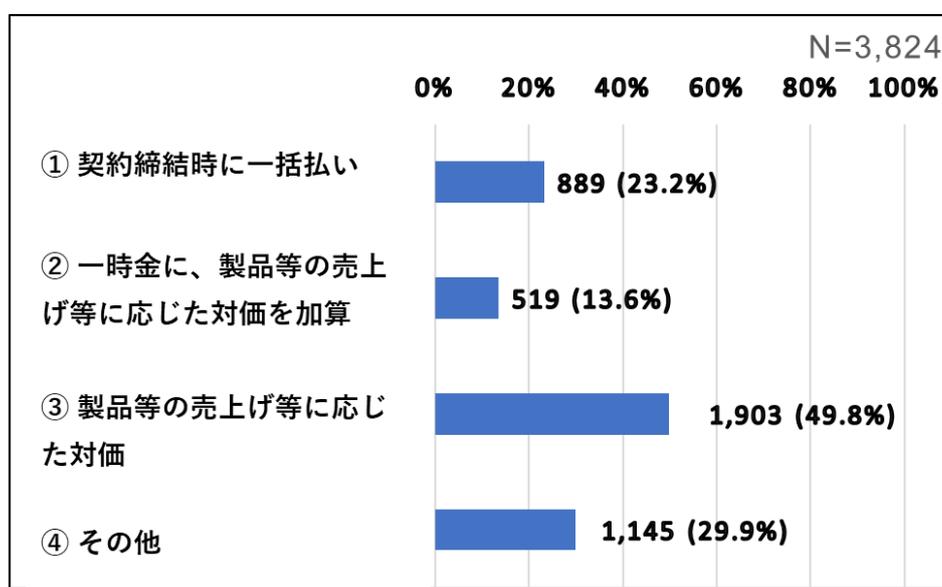
(注)①～⑥の各項目の割合は一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された経験があると回答した事業者（303社）に占める割合を算出している。

## ウ ライセンス対価に係る設定方法

### (ア) ライセンス対価に係る現状の設定方法

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、ライセンス対価の現状の設定方法を質問したところ、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約50%、「契約締結時に一括払い」が約23%、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約14%であった（図表22）。

図表22：知的財産権・ノウハウ・データの現状のライセンス対価の設定方法（複数回答）



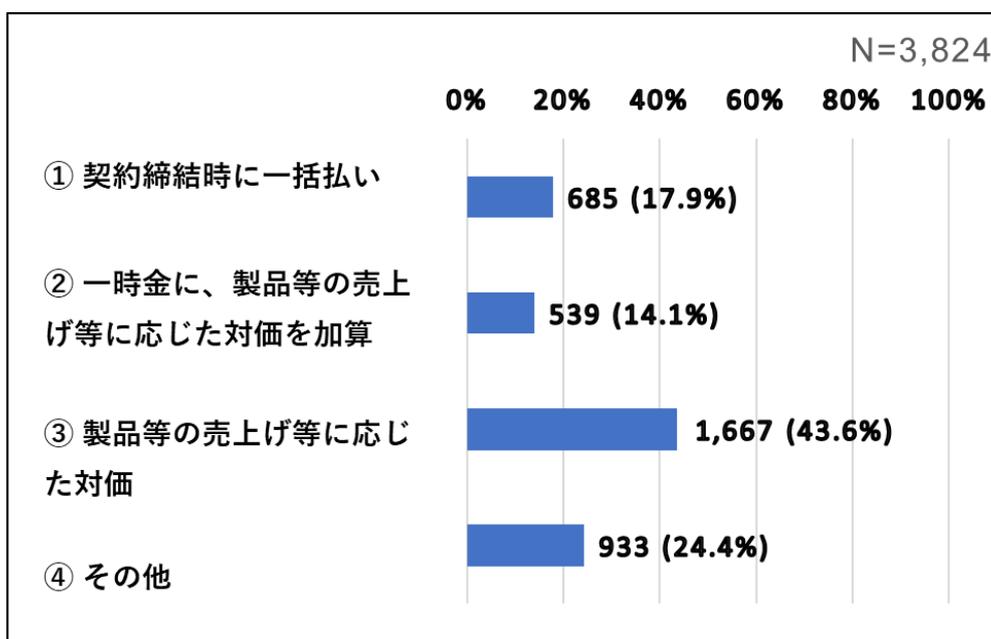
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～④の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有している事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

#### (イ) ライセンス対価の望ましい設定方法

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、ライセンス対価の望ましい設定方法を質問したところ、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約44%、「契約締結時に一括払い」が約18%、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約14%であった（図表23）。

図表23：知的財産権・ノウハウ・データの望ましいライセンス対価の設定方法（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

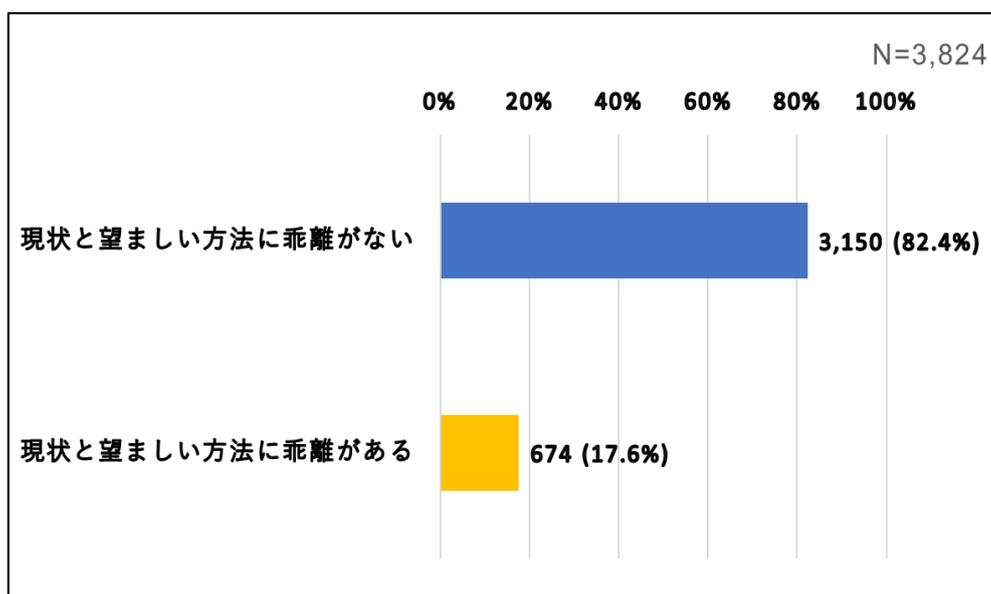
(注)①～④の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

(ウ) 現状と乖離している場合の望ましい対価の設定方法

a ライセンス対価の設定方法に係る現状と望ましい方法との乖離

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、ライセンス対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者<sup>19</sup>の割合は約18%であった（図表24）。

図表24：知的財産権・ノウハウ・データの現状と望ましいライセンス対価の設定方法の乖離の有無



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注1)「現状と望ましい方法に乖離がない」には、図表22に係る質問で回答したライセンス対価の「現状の」設定方法が図表23に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に「含まれている」事業者の数を計上している。

(注2)「現状と望ましい方法に乖離がある」には、図表22に係る質問で回答したライセンス対価の「現状の」設定方法が図表23に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に「含まれていない」事業者の数を計上している。

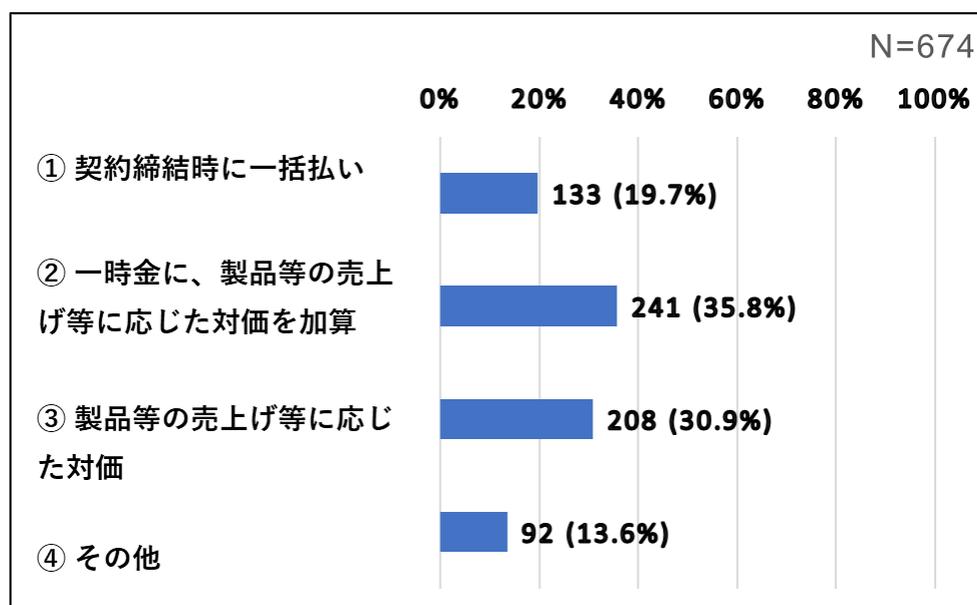
(注3)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

<sup>19</sup> 図表22に係る質問で回答したライセンス対価の「現状の」設定方法が図表23に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に含まれていない事業者（674社）。以下同じ。

b 望ましい対価の設定方法

ライセンス対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者における当該対価の望ましい設定方法について具体的に見ると、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約36%、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約31%、「契約締結時に一括払い」が約20%であった（図表25）。

図表25：現状と乖離している場合の望ましいライセンス対価の設定方法



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

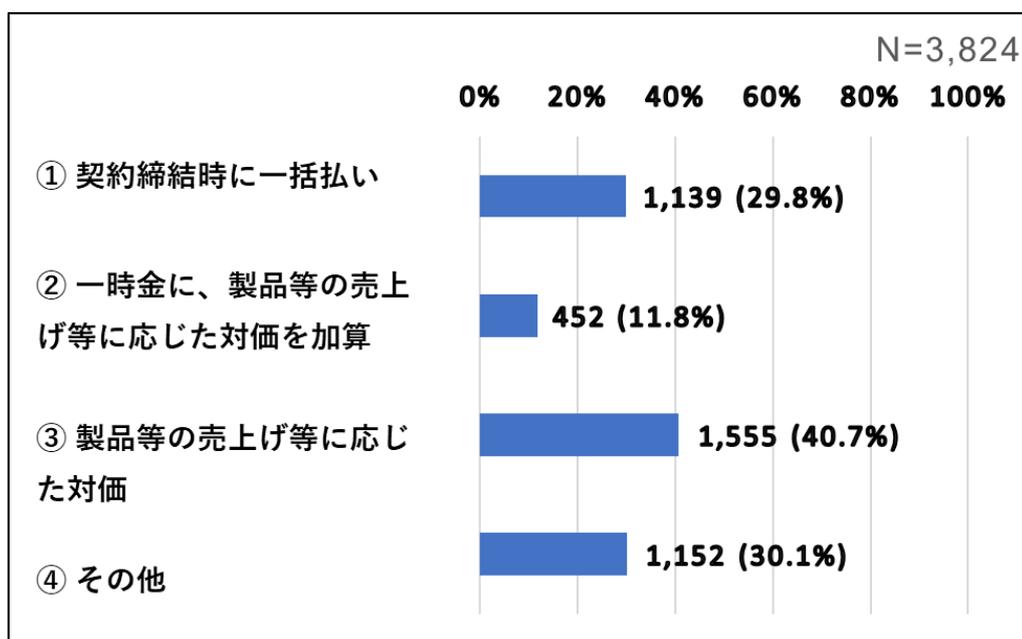
(注)①～④の各項目の割合はライセンス対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者（674社）に占める割合を算出している。

## エ 譲渡対価に係る設定方法

### (7) 譲渡対価に係る現状の設定方法

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、譲渡対価の現状の設定方法を質問したところ、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約41%、「契約締結時に一括払い」が約30%、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約12%であった（図表26）。

図表26：知的財産権・ノウハウ・データの譲渡対価の現状の設定方法（複数回答）



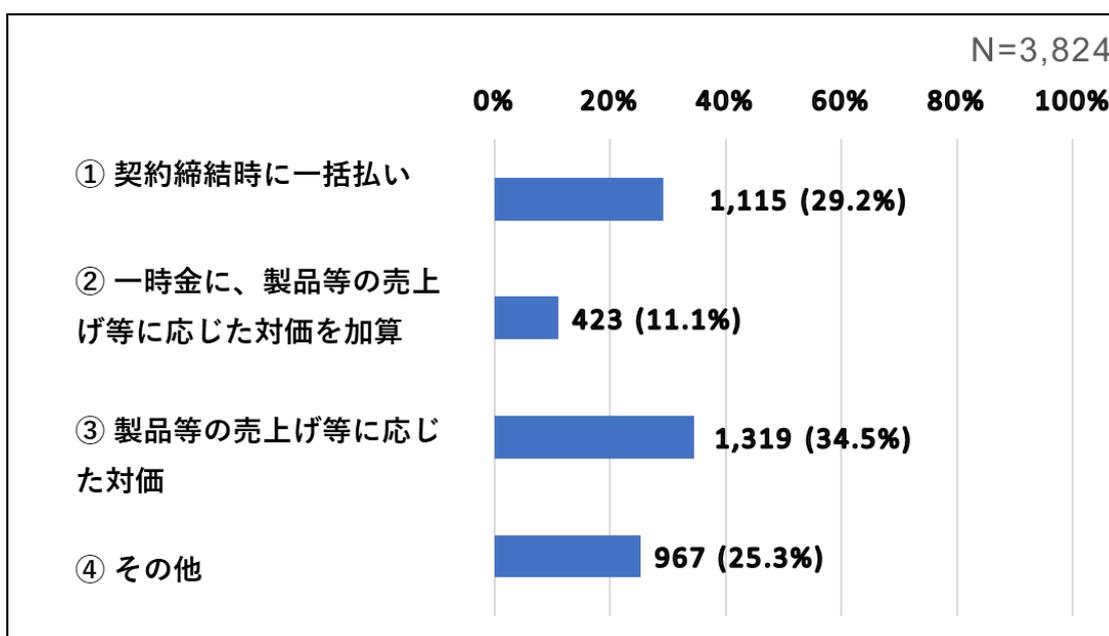
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注) ①～④の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有している事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

#### (イ) 譲渡対価の望ましい設定方法

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者に対し、譲渡対価の望ましい設定方法を質問したところ、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約35%、「契約締結時に一括払い」が約29%、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約11%であった（図表27）。

図表27: 知的財産権・ノウハウ・データの譲渡対価の望ましい設定方法（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

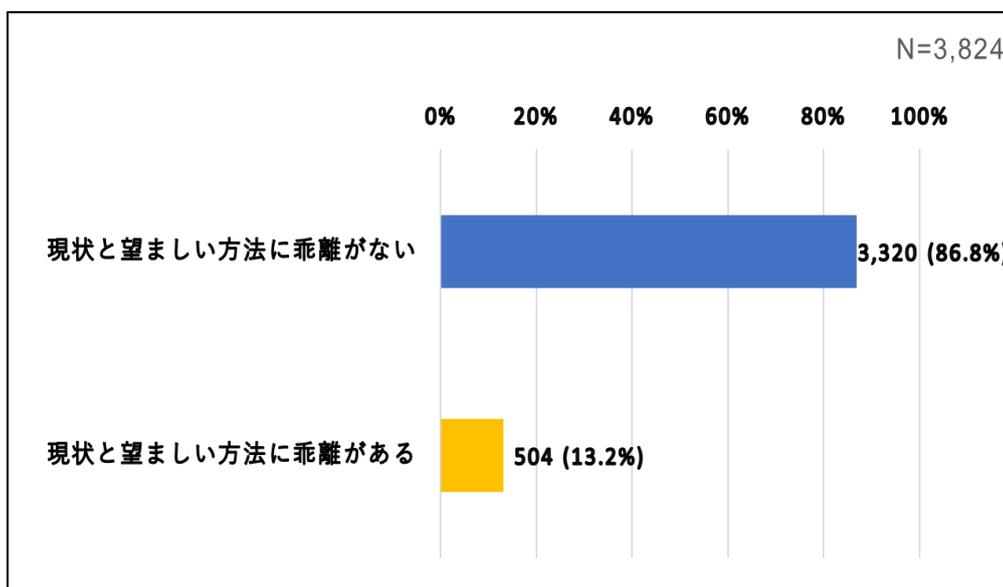
(注) ①～④の各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有している事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

(ウ) 現状と乖離している場合の望ましい対価の設定方法

a 譲渡対価の設定方法に係る現状と望ましい方法との乖離

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、譲渡対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者<sup>20</sup>の割合は約13%であった（図表28）。

図表28：知的財産権・ノウハウ・データの現状と望ましい譲渡対価の設定方法の乖離の有無



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注1)「現状と望ましい方法に乖離がない」には、図表26に係る質問で回答した譲渡対価の「現状の」設定方法が図表27に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に「含まれている」事業者の数を計上している。

(注2)「現状と望ましい方法に乖離がある」には、図表26に係る質問で回答した譲渡対価の「現状の」設定方法が図表27に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に「含まれていない」事業者の数を計上している。

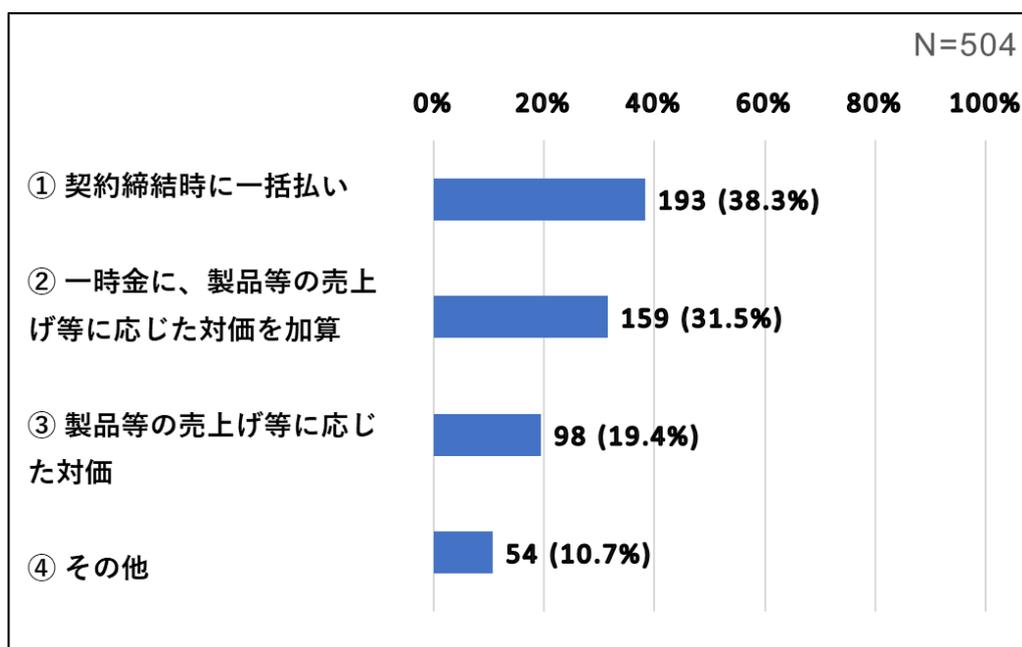
(注3)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

<sup>20</sup> 図表26に係る質問で回答した譲渡対価の「現状の」設定方法が図表27に係る質問で回答した「望ましい」対価の設定方法に含まれていない事業者（504社）。以下同じ。

b 望ましい対価の設定方法

譲渡対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者における当該対価の望ましい設定方法について具体的に見ると、「契約締結時に一括払い」が約38%、「一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算」が約32%、「製品等の売上げ等に応じた対価」が約19%であった（図表29）。

図表29：現状と乖離している場合の望ましい譲渡対価の設定方法



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

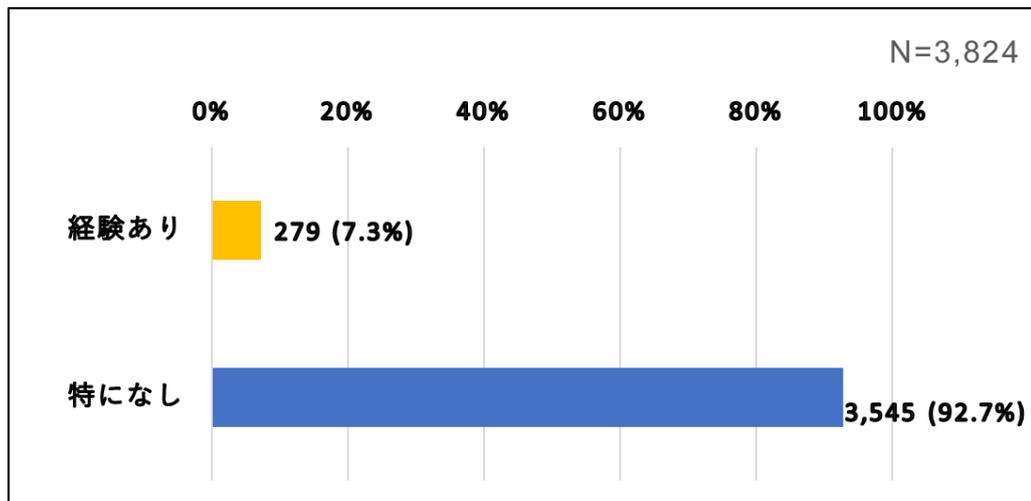
(注)①～④の各項目の割合は譲渡対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した事業者（504社）に占める割合を算出している。

(5) 技術指導、技術検証 (PoC<sup>21</sup>)、試作品製造等に係るもの

ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた経験があると回答した事業者<sup>22</sup>は約7%であった(図表30)。

図表30：無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた事例の有無(単一回答)



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者(3,824社)に占める割合を算出している。

イ 具体的な事例

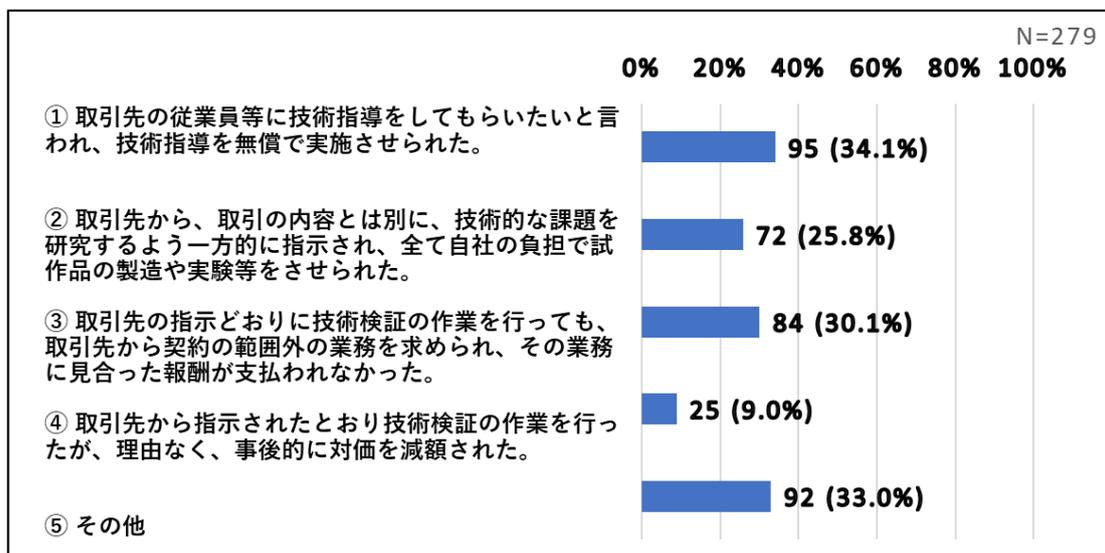
無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「取引先の従業員等に技術指導をしてもらいたいと言われ、技術指導を無償で実施させられた。」が約34%、「取引先の指示どおりに技術検証の作業を行っても、取引先から契約の範囲外の業務を求められ、その業務に見合った報酬が支払われなかった。」が約30%、「取引先から、取引の内容とは別に、技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、全て自社の負担で試作品の製造や実験等をさせられた。」が約26%、「取引先から指示されたとおり技術検証の作業を行ったが、理由なく、事後的に対価を減額された。」が約9%であった。

<sup>21</sup> Proof of Concept の略。想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証することをいう。

<sup>22</sup> 図表30に係る質問で「経験あり」と回答した者(279社)。以下同じ。

また、その他の回答（約33%）として、「こちらから技術を売り込んでその魅力に惹かれたのか数年間付き合ったが、一定の成果が確認された後に、突然連絡を絶たれた。」などの回答があった（図表31）。

図表31：無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

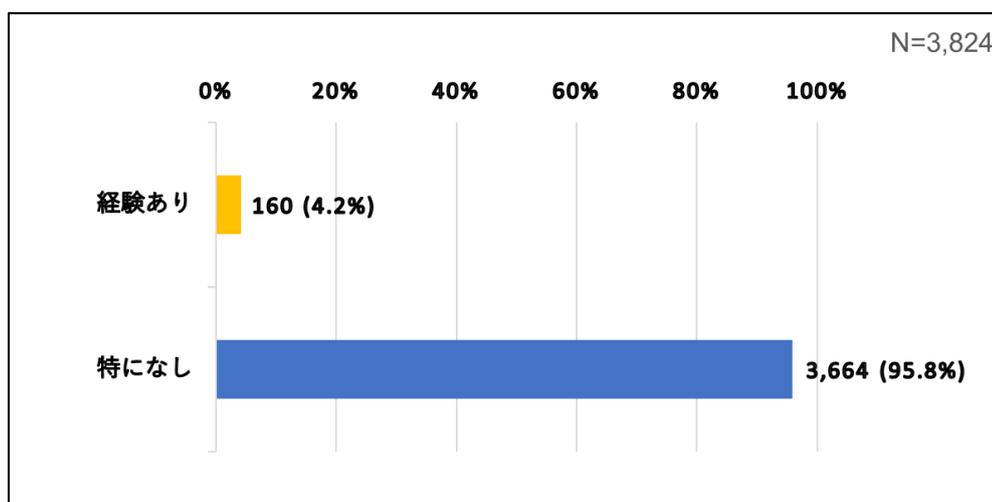
(注)①～⑤の各項目の割合は無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた経験があると回答した事業者（279社）に占める割合を算出している。

## (6) 共同研究開発等に係るもの

### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた経験があると回答した事業者<sup>23</sup>は約4%であった（図表32）。

図表32：共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

### イ 具体的な事例

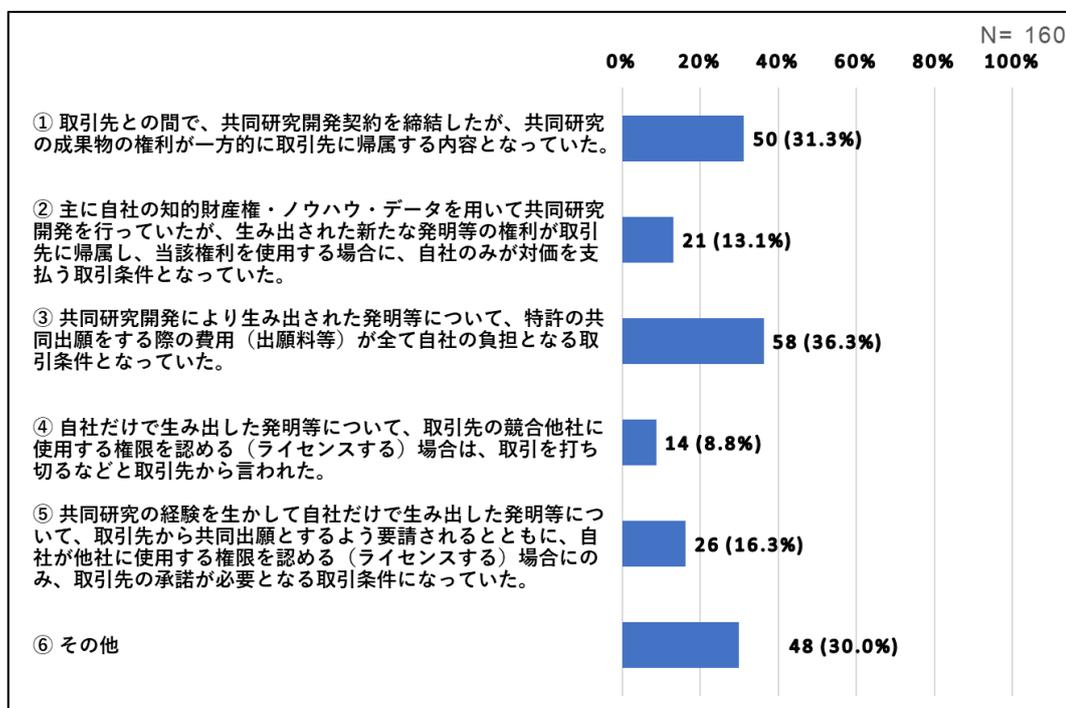
共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「共同研究開発により生み出された発明等について、特許の共同出願をする際の費用（出願料等）が全て自社の負担となる取引条件となっていた。」が約36%、「取引先との間で、共同研究開発契約を締結したが、共同研究の成果物の権利が一方的に取引先に帰属する内容となっていた。」が約31%、「共同研究の経験を生かして自社だけで生み出した発明等について、取引先から共同出願とするよう要請されるとともに、自社が他社に使用する権限を認める（ライセンスする）場合にのみ、取引先の承諾が必要となる取引条件になっていた。」が約16%、「主に自社の知的財産権・ノウハウ・データを用いて共同研究開発を行っていたが、生み出された新たな発明等の権利が取引先に

<sup>23</sup> 図表32に係る質問で「経験あり」と回答した者（160社）。以下同じ。

帰属し、当該権利を使用する場合に、自社のみが対価を支払う取引条件となっていた。」が約13%、「自社だけで生み出した発明等について、取引先の競合他社に使用する権限を認める（ライセンスする）場合は、取引を打ち切るなどと取引先から言われた。」が約9%となっている。

また、その他の回答（約30%）として、「共同研究開発契約という名目ではなく、開発業務委託契約として、知財権が発注者に転移する条項が含まれる。」や「単独で行った発明について共同出願を強要され、さらに当社の発明の実施について制限をかけられた。」などの回答があった（図表33）。

図表33：共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

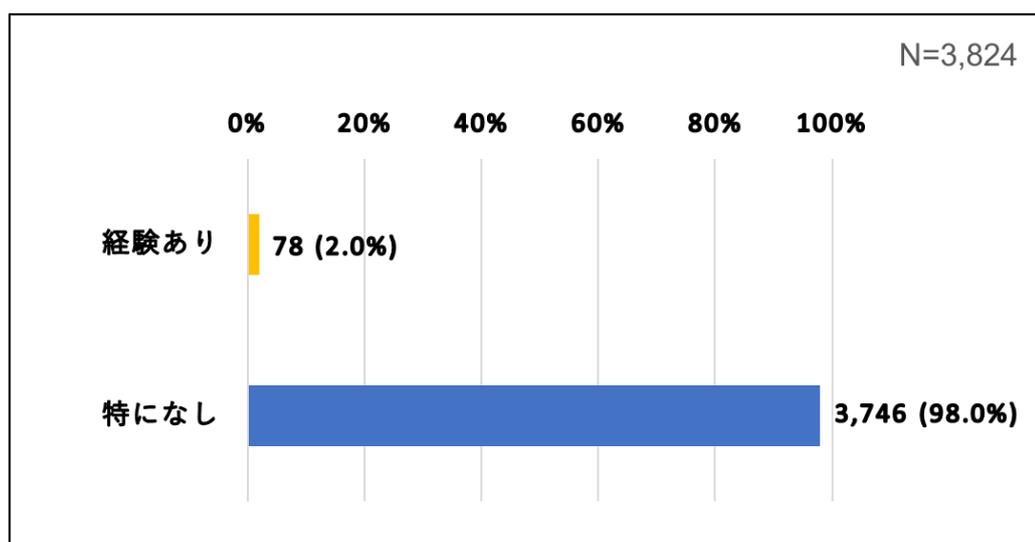
（注）①～⑥の各項目の割合は共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた経験があると回答した事業者（160社）に占める割合を算出している。

## (7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの

### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、取引先と共有する知的財産権<sup>24</sup>について、不利な取扱いを受けた経験があると回答した事業者<sup>25</sup>は約2%であった（図表34）。

図表34：共有する知的財産権について不利な取扱いを受けた事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

（注）各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

### イ 具体的な事例

取引先と共有する知的財産権について、不利な取扱いを受けた経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「取引先が同意を得ずに共有する知的財産権を他社にライセンスした。」が約14%、「取引先が共有する知的財産権を他社にライセンスするに当たり、同意を強要した。」が約14%、「取引先が共有する知的財産権のライセンス収入を独占した。」が約8%、「相応の対価を得る前提で譲渡を承諾したにもかかわらず、取引先が共有する知的財産権の譲渡益を独占した。」が約6%であった。

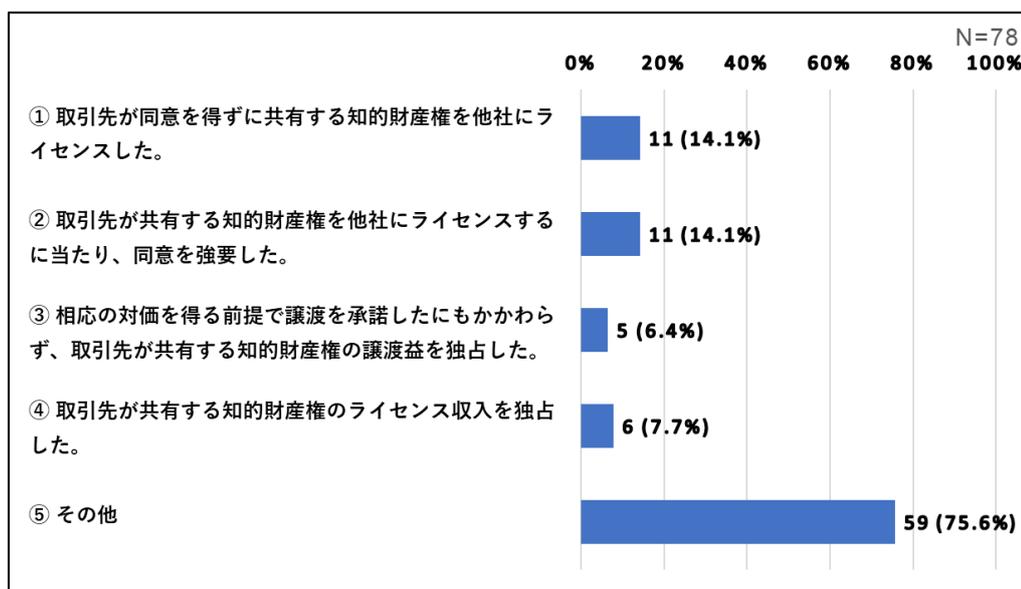
また、その他の回答（約76%）として、「取引先の同業者向けに共有知的財産権を利用する場合は取引先の同意が必要とする取引条件であった。」や、「主に当社の知的財産権・ノウハウ・データを用いて共同研究開発を行い、取引先と共同出願を

<sup>24</sup> 取引先と共同で出願して取得した特許権等。

<sup>25</sup> 図表34に係る質問で「経験あり」と回答した者（78社）。以下同じ。

行ったが、当該知的財産権を用い、取引先が第三者に製品を製造させることに関して取引条件を設定していなかったため、第三者で製品が製造されてしまった。」などの回答があった（図表35）。

図表35：共有する知的財産権が不利な取扱いを受けた事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

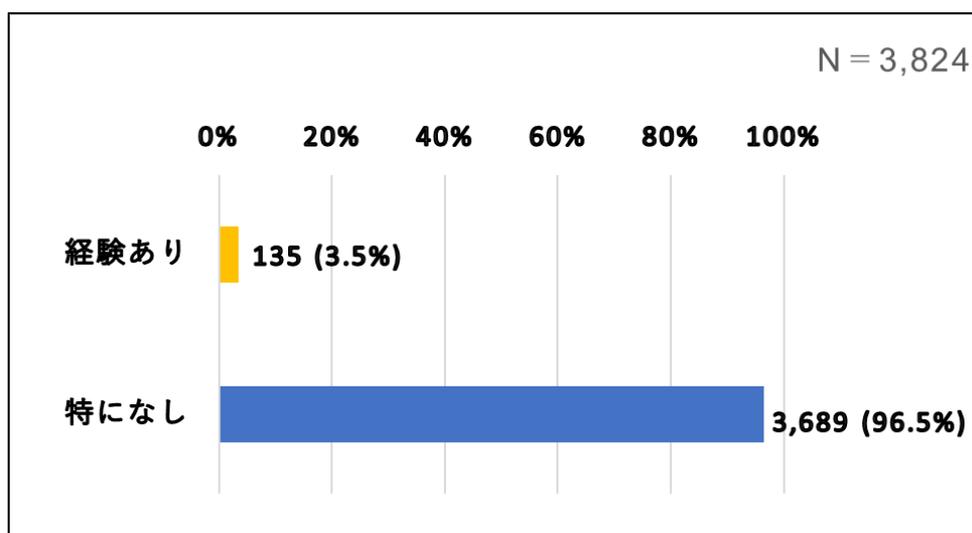
(注)①～⑤の各項目の割合は取引先と共有する知的財産権について、不利な取扱いを受けた経験があると回答した事業者（78社）に占める割合を算出している。

## (8) 出願干渉に係るもの

### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、知的財産権に係る出願に干渉された経験があると回答した事業者<sup>26</sup>は約4%であった（図表36）。

図表36：知的財産権に係る出願に干渉された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注) 各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者（3,824社）に占める割合を算出している。

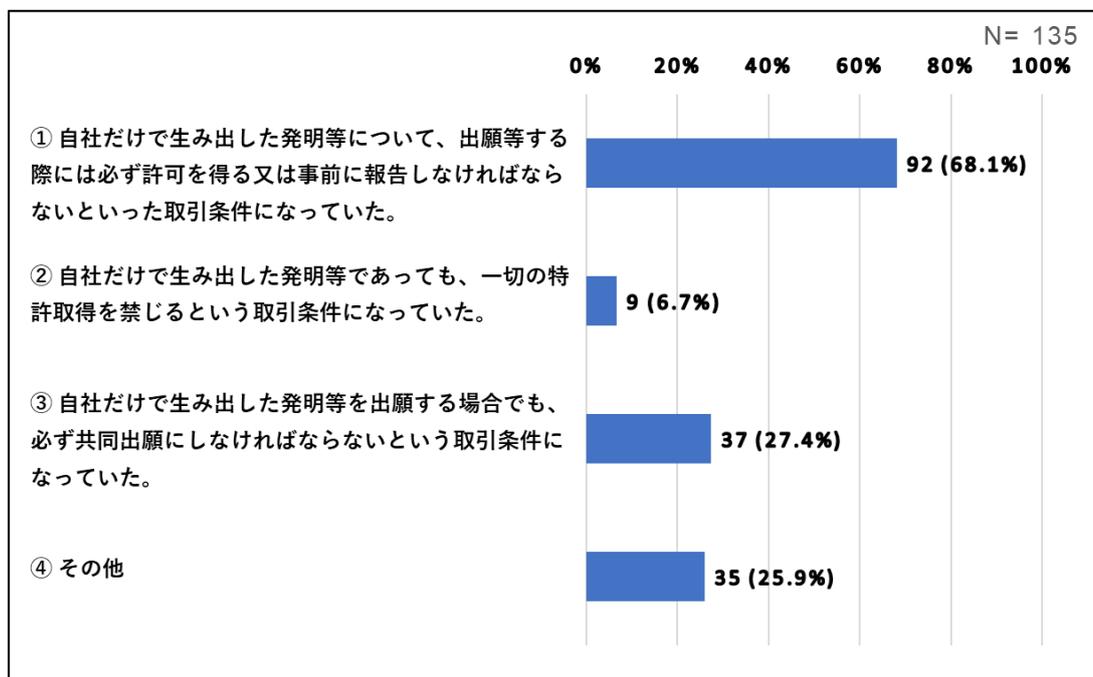
### イ 具体的な事例

知的財産権に係る出願に干渉された経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「自社だけで生み出した発明等について、出願等する際には必ず許可を得る又は事前に報告しなければならないといった取引条件になっていた。」が約68%、「自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件になっていた。」が約27%、「自社だけで生み出した発明等であっても、一切の特許取得を禁じるという取引条件になっていた。」が約7%であった。

また、その他の回答（約26%）として、「契約上定めがないにもかかわらず、当社だけで生み出した発明等を共同出願するように圧力をかけられた。」などの回答があった（図表37）。

<sup>26</sup> 図表36に係る質問で「経験あり」と回答した者（135社）。以下同じ。

図表37：知的財産権に係る出願に干渉された事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

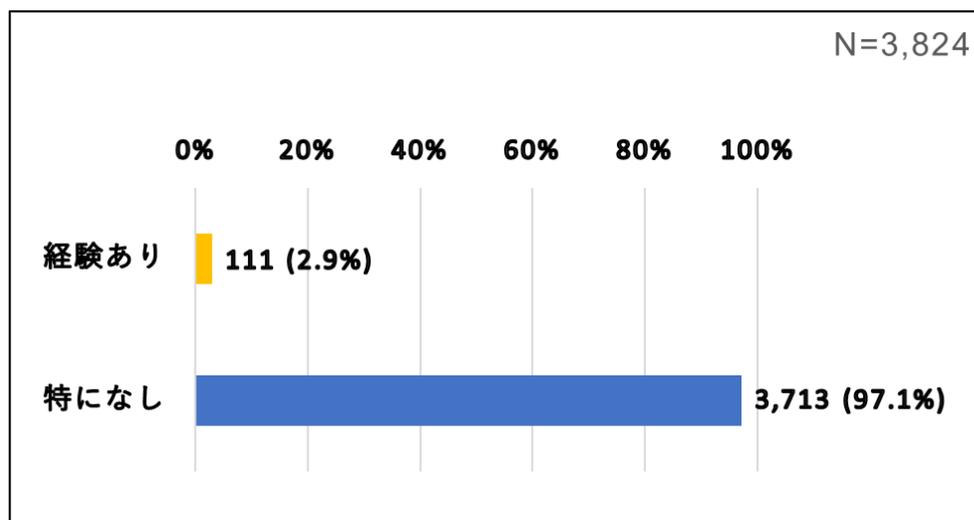
(注)①～④の各項目の割合は知的財産権に係る出願に干渉された経験があると回答した事業者（135社）に占める割合を算出している。

## (9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの

### ア 該当事例の有無

知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者のうち、知財訴訟等のリスク転嫁<sup>27</sup>をされた経験があると回答した事業者<sup>28</sup>は約3%であった（図表38）。

図表38：知財訴訟等のリスクを転嫁された事例の有無（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注) 各項目の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答した事業者(3,824社)に占める割合を算出している。

### イ 具体的な事例

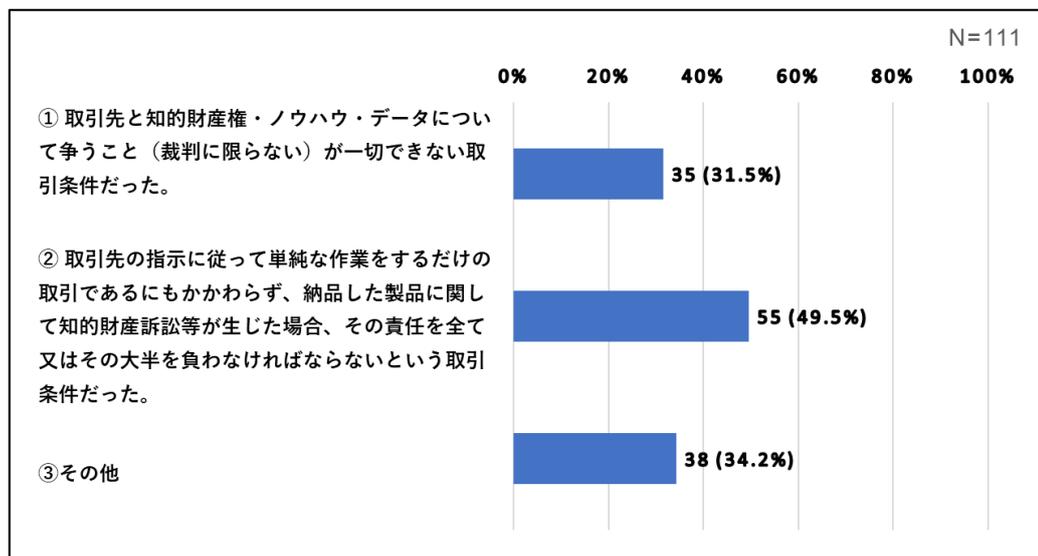
知財訴訟等のリスク転嫁をされた経験があると回答した事業者に対し、具体的な事例を質問したところ、「取引先の指示に従って単純な作業をするだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て又はその大半を負わなければならないという取引条件だった。」が約50%、「取引先と知的財産権・ノウハウ・データについて争うこと（裁判に限らない）が一切できない取引条件だった。」が約32%であった。

また、その他の回答（約34%）として、「第三者との知財トラブルはすべて受託者側が負い、委託者側が何らかの被害を被った場合は弁護士費用も含め受託者が補填せよ、という契約を求められることが多い。」などの回答があった（図表39）。

<sup>27</sup> 取引先が設計して製造委託された製品等についても、知的財産権に係る訴訟等が生じた場合の責任を全て自社に負わされるなど、訴訟等の責任を不当に転嫁されること。

<sup>28</sup> 図表38に係る質問で「経験あり」と回答した者（111社）。以下同じ。

図表39：知財訴訟等のリスクを転嫁された事例（複数回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(注)①～③の各項目の割合は知財訴訟等のリスク転嫁をされた経験があると回答した事業者（111社）に占める割合を算出している。

## 5 納得できない取引条件等の具体的な内容（ヒアリング調査）

### (1) NDAに係るもの

#### NDAの締結拒否等

##### 〔事例1〕

当社は、商社を介してプラスチック製品の開発・製造を受託した。その際、当社から、当社の社外秘データを漏洩しないようNDAを締結するよう求めたが、商社からは、最終納品先メーカーとの手続が煩雑になることや当該要求をするなら取引が無くなる可能性があることを示唆され、当社が求めたNDAの締結を拒否された。その後、商社から当社が社外秘としている開発に係るデータの提出を求められ、当該データを提出せざるを得なかった。

(プラスチック製品製造業)

##### 〔事例2〕

取引先と取引を開始するに当たり、当社の情報を守るために、当社が作成したNDAを締結するよう求めたが、NDAの締結は必要ないと一方的に断られた。当社としては今後の取引への影響を考慮すると受け入れざるを得なかった。

(情報サービス業)

#### 片務的NDAの締結

##### 〔事例3〕

当社は取引先の秘密情報の保持を厳格に求められるのに対し、取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社へ提供できる旨の片務的なNDAを締結させられた。当社が片務的な内容についての修正を求めても、取引先は、当該取引先が使用しているひな形であるとの理由により、一切、修正協議には応じてくれなかった。

(プラスチック製品製造業)

##### 〔事例4〕

取引を開始するに当たり、取引先から提示された契約書には、当社だけが取引先の保有する秘密情報の保持義務を負い、取引先は秘密保持義務を負わない旨記載されており、当社だけが一方的に不利な内容の契約の締結を求められた。そこで、当社は、取引先に対し、双方にとって対等な内容の契約になるよう求めたが、取引先から取引を断られた。

(情報通信機械器具製造業)

##### 〔事例5〕

取引を開始するに当たり、取引先から提示された契約書の秘密保持条項が、当社だけが秘密保持義務を負う内容となっていた。当該秘密保持条項について、当社から修正するように求めたが応じてもらえず、時間がないからと押し切られ、取引先との力関係もあり、受け入れざるを得なかった。

(食料品製造業)

〔事例6〕

取引を開始するに当たり、取引先から提示された NDA には、当社には契約終了後も無期限で秘密保持義務や目的外使用禁止条項が課されるのに対し、取引先は、秘密保持義務が課されず、さらに、当社が提供した製品に係る情報や当社が保有する特許権について、取引先が、国内以外でも自由に無償で実施できる旨記載されていた。当社から、当該条項を修正するよう申し入れたが応じてもらえず、取引先から提示された内容の NDA を締結せざるを得なかった。

(生産用機械器具製造業)

(2) ノウハウ・データの開示に係るもの

一方的な開示要請 (技術資料等)

〔事例7〕

金属製品の製造に係る取引において、取引先の要請に応じ、当社のノウハウを使用した製品に加えて製品の製造方法に係るデータを提供したところ、取引先が当社に無断で、当該製品を含めて取引先の自社製品として出願し、特許権を取得された。

(金属製品製造業)

〔事例8〕

取引先と自社製品の製造に係る取引を開始するに当たり、取引先から、対象製品に係る原材料、製造方法、温度、機械のスピードなどの製造条件が記載されている工程表の無償提供とともに、製造工程の見学を要請される。いずれも取引先が製造工程を内製化できてしまうほど機密性が高い情報を含むため、取引先からの要請には応じたくないが、今後の取引を継続するためには応じざるを得ない状況である。

(繊維工業)

〔事例9〕

取引先から提示された契約書には、当社としては社外秘として扱っているノウハウが記載された資料提出に係る条項があったため、取引先に当該条項の修正を求めたが、契約書のフォーマットは変えられないとの理由で、契約内容の修正を拒否された。

(倉庫業)

〔事例10〕

取引先から当社に製造委託に係る見積依頼があった機械関連部品について、最終的に当社は失注したにもかかわらず、取引先から当社に対し、当社から取引先に継続的な納品実績があった当該機械関連部品の類似製品に係る加工の順番やコスト等が含まれる工程設計等に係るデータの提供を求められ、当該機械関連部品の受注者に無償で提供させられた。

(金属製品製造業)

〔事例11〕

取引先と食品製造に係る取引を開始するに当たり、取引先の要請に応じ、長期間にわたり、試作品について何度も製造・提供させられ、さらに、食品に使用する原材料の選定や配合、食品の製造方法やレシピ等に係るノウハウについても提供させられた。継続的取引のある取引先であるため当該要請を断ることができず、無償で提供せざるを得なかった。

(食料品製造業)

〔事例12〕

当社は、取引先との間で継続的に様々な製品の開発製造販売を行っていたが、ある製品に関し、取引先から、当該製品の使用上の安全を確保するため、化学物質の名称等を記載した文書の提出や、より詳細な化学物質の配合率等の開示を一方的に義務付けられた。当社が取引先に当該文書の提出等を行ったところ、しばらくして、取引先に当該製品と同じものを製造され、取引先からの発注は無くなった。

(化学工業)

一方的な開示要請 (設計図面等)

〔事例13〕

取引先からプラスチック製品の製造について見積りを依頼される際、必ず、商品ごとの勾配、間隔などの数値を記載した設計図面データの無償提供を求められる。これに応じた結果、複数回にわたる修正作業が生じているが、設計図面データの無償提供が慣習となっており、対価を請求すれば、今後の取引に影響があることから、取引先の要請に応じざるを得ない状況である。

(プラスチック製品製造業)

〔事例14〕

機械部品の量産化に係る取引を受注する前の段階において、取引先からの要請を受け、長期間にわたり、当社のノウハウを無償で提供し続け、取引先と共同で量産製造用の製品詳細図面を作成した。しかし、当社に発注はなく、他社に転注されてしまい、当該図面を基に製造された製品が他社から販売された。

(プラスチック製品製造業)

〔事例15〕

取引先との間で、金型製作に係る発注書のみを取り交わしているところ、当該金型の設計図面データの提供について当該発注書に記載がないにもかかわらず、取引先から、今後、取引先において金型を製造し、金型のメンテナンスを行うとの理由から、当該金型の設計図面データを無償で提供するよう要請された。当社は、取引先との今後の取引に与える影響を懸念して、取引先の要請を受け入れざるを得なかった。

(生産用機械器具製造業)

[事例16]

継続的取引のある取引先と包装用製品の製作委託に係る取引において、契約内容に含まれていないにもかかわらず、取引先から、製品納品後、製品の安全性に係る調査であるとして、製品に使用する紙やインキ、接着剤等の各素材のメーカー情報に加え、インキの配合率、設計図面データ、木型の写真まで提供するよう要請され、今後の取引への影響から、無償で提供せざるを得なかった。

(印刷・同関連業)

一方的な開示要請 (工場見学等)

[事例17]

繊維製品の加工を委託されている取引先から、監査という名目で工業見学を依頼され、取引先が指定する事業者が工場見学にきた。当該事業者からは、繊維製品を加工する際の機械の設定条件や加工方法等を具体的に質問されたが、取引先の依頼であるため、答えざるを得なかった。実際には、当該事業者に転注することを前提に、当社からノウハウを聞き出すための工場見学であった。

(繊維工業)

[事例18]

取引先から機械部品に係る試作品の製造を委託されたところ、試作品の製造途中の段階で、取引先から各製造工程について写真を撮って提供するよう何度も要請された。当該部品は特殊な形状で製造装置への素材の設置角度等に工夫を要するなど、当社が製造する部品の中でも難易度の高いものであったことから、当該製造工程は当社にとって絶対に開示したくないものであったが、当社にとって主要な取引先からの要請であり、今後の取引に影響が生じることは避けなければならないため、要請に応じざるを得なかった。

(金属製品製造業)

[事例19]

紙製品の製造を委託されている取引先から、監査の必要があるとのことで工場見学を要請され、それに応じた。工場見学は連日行われたが、その際、取引先から、当社が社外秘としている製造技術に係るノウハウについて詳細な質問を受け、取引先との関係性から、答えざるを得なかった。その後、取引先が、当社に何ら連絡をすることなく、当社が開示した製造技術に係るノウハウを含めた特許申請をしたことが分かった。

(パルプ・紙・紙加工品製造業)

[事例20]

当社と取引先との間で締結した食品製造に係る取引基本契約書には記載がないにもかかわらず、取引先から、必要性も示されないままに、原材料を変更した際等に、工場の視察を要請され、機械の稼働状況を写真撮影された。機械の稼働状況は当社のノウハ

ウであり社外に開示しないこととしているが、今後の取引を考慮し、断ることができなかった。

(食料品製造業)

#### 一方的な開示要請（産業データ）

[事例21]

継続的に金属加工を委託されている取引先から、取引内容とは関係なく、当社が保有する機械の稼働時間や時間当たりの生産性等に係るデータを無償で提供するように要請された。取引先はお得意様であり、今後の取引への影響を考えると当該データの提供を断ることができなかった。

(鉄鋼業)

### (3) 知的財産権の譲渡等に係るもの

#### 著作権の無償譲渡の要請

[事例22]

取引先と音楽制作に係る取引を開始するに当たり、当社が制作する楽曲の著作権を取引先に譲渡する旨の条項が含まれる基本契約書を締結させられたが、取引先との取引を失うおそれがあることから、成果物に係る対価とは別に、著作権の譲渡に係る対価を請求することは困難である。著作権を譲渡すると楽曲について当初の目的の範囲を超えて利用する二次利用がなされても当社の権利を申し出ることができなくなるため、二次利用の対価について別途協議する旨の内容を契約書に追記することを求めても、フォーマットであると回答され、修正をしてもらったことが一度もない。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例23]

当社は、イラスト等の制作に係る取引を開始するに当たり、取引先に対し、当社が制作するイラスト等が意図しない形で改変等され二次利用されることがないように、イラスト等の著作権についてはライセンスとし、著作者人格権についても当社が行使し得る形にするとともに、二次利用の場合には、その対価を含めた取引条件について改めて協議することを内容とする契約書の締結を取引先に依頼した。しかし、業界の慣習として著作権の価値が意識されておらず、取引先のひな形に基づく契約書の締結を求められた結果、イラスト等に係る制作費のみが支払われ、著作権については無償で譲渡、著作者人格権については行使しない旨契約書に記載され、二次利用の場合の取引条件については契約書に含めることを拒否された。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例24]

取引先とキャラクターのデザインの制作に係る取引を開始するに当たり、取引先か

らは当社が制作したデザインの著作権の譲渡を求められるところ、当社の制作したデザインは二次利用されることが多いことから、取引先に対し、二次利用分を含む著作権の譲渡に係る対価を上乗せして請求したが、これを拒否された。改めて交渉を行うと取引先変更を示唆されたことから、無償で著作権を譲渡せざるを得なかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例25]

取引先とプログラムの開発に係る取引を開始するに当たり、取引先からは、納品すべき成果物について具体的に示されず、抽象的な内容で発注された。そこで、当社において、プログラムやキャラクターのデザインなど当社のノウハウやアイデアを駆使し、数か月かけて企画書を作成し、当該企画書に基づきプログラムを開発し、成果物として納品した。

取引先との間で締結した請負契約書においては、当該成果物の著作権は納品後、検品完了と同時に取引先に無償で譲渡され、著作者人格権は行使しない旨記載されているところ、当該取引条件につき、今後の取引への影響を懸念して交渉することができなかった。

(情報サービス業)

**無償ライセンスの要請**

[事例26]

取引先から映像作品の背景デザインの制作を受注したところ、当該デザインを提供するに当たり、取引先から、発注内容となっていないにもかかわらず、当社が当該デザインの制作過程で制作した当該デザインを立体化した作品の著作権を無償で譲渡するよう要請された。当社が譲渡対価を提示したところ、制作費が不足しているという理由で当社の提示を拒否され、著作権を無償ライセンスするよう要請された。結果的に、著作権の無償譲渡までは免れたが、取引先との関係から無償ライセンスの要請に応じざるを得なかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例27]

取引先からプログラムの開発を受注するに当たり、プログラム制作に必要なソフトウェアとして当社が独自で開発したソフトウェアを使用した場合のソースコードのライセンス料を求めようとしても拒否され、見積書に記載することができなかった。取引先の立場は強く、ライセンス料の支払を求めると「プロジェクトごとなしにする」等と言われるため、取引先の要請に応じざるを得なかった。

(情報サービス業)

[事例28]

取引先から受託した測定分析等に係る取引において、当該取引の受託前から当社が

独自に開発していた発明であるのに、取引先から共同での出願を要請された。取引先と協議をしたところ、当社単独での出願をすることを認める代わりに、当社が取得した特許権を取引先に無償で使用させることを認めさせられた。

(専門サービス業)

#### 著作権の帰属条項の設定

##### [事例29]

取引先からプロモーション動画の制作を受注するに当たり、全体の構成、デザイン、配色等を含めて当社が動画を制作することになっているにもかかわらず、当該動画を制作した時点より、取引先に当該動画の著作権が帰属する旨記載されている契約書の締結に応じざるを得なかった。当社に当該動画の著作権がないことから、著作権の譲渡対価についても請求できなかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

##### [事例30]

当社が取引先とプログラム製作を含む製品の製造に係る取引をするに当たり、取引先の発注に基づいて当社が製作した製品に搭載したプログラムについて、当該プログラムを製作した時点より、取引先に当該プログラムの著作権及び著作者人格権が帰属する取引条件となっている契約を締結させられた。

(電気機械器具製造業)

#### 著作者人格権<sup>29</sup>の不行使条項の設定

##### [事例31]

取引先とデザイン業務に係る取引を開始するに当たり、当社としては、新規の取引獲得には、過去の実績が重要であるため、当社が制作したデザインについて、著作者人格権としての氏名表示権については当社が行使できるようにすることが必要であると考えているところ、契約改定の際に、取引先から著作者人格権の不行使が規定された契約の締結を要請され、氏名表示権を行使できるように条項の修正を求めたが、修正に応じてもらえなかった。

(情報サービス業)

##### [事例32]

取引先と音楽制作に係る取引を実施するに当たり、取引先と締結した取引基本契約書において、取引先に対する著作権の譲渡と併せて、当社が著作者人格権としての氏名表示権を行使できない旨記載されていることから、エンドロール等において成果物の作成に係る実績をアピールすることができない。

---

<sup>29</sup> 著作者人格権とは、著作権法に規定する公表権（同法第18条）、氏名表示権（同法第19条）及び同一性保持権（同法第20条）をいう。

(映像・音声・文字情報制作業)

**中間成果物の譲渡要請等**

[事例33]

取引先との映像作品に係る取引において、完成品である映像作品とは別に、完成品の制作過程で制作した絵コンテ、背景設定、キャラクター設定等の中間成果物に係るデータは、これらを分析することにより、当社と同等の作品を制作し得るほど価値が高いものであるため、対外秘としたいものであるが、取引先からの要請に応じ、当該データの提供を含む契約書を締結し、実際に、当該データを実質的に無償で提供させられた。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例34]

取引先との映像作品の制作に係る取引において、取引先に対して成果物である映像作品を納品するに当たり、契約内容となっていないにもかかわらず、映像作品の制作に使用した基データの無償提供を要請された。当該データには、素材や色の重ね合わせなどにクリエイターの技術が含まれていることや、当該データがあれば、自由に映像作品を改編し、別の用途に利用できてしまうことから、取引先に提供したくないものであるが、当社は取引先からの要請を拒否できる立場にないことから、無償提供に応じざるを得なかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例35]

取引先との映像作品の制作に係る取引において、取引先に対して成果物である映像作品を納品した後で、取引先から再編集作業を依頼された。納品した成果物に瑕疵があったことによる再編集ではないため、取引先に対し、当該作業に係る対価について協議を求めたところ、取引先から、他の事業者当該作業を依頼するとして、映像作品の制作過程で制作した撮影素材データを無償で提供するよう要請された。当該データには、テロップの入れ方や動かし方、カラーリングなどに当社のノウハウが含まれていることなどから、取引先であっても提供したくないものであったが、取引先との継続的な取引関係を踏まえ、これに応じざるを得なかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例36]

取引先との音楽制作に係る取引において、完成品で使用する音楽の著作権に加え、完成品の制作過程で制作した完成品に使用しなかった音楽の著作権についても取引先に譲渡するという契約となっている。譲渡する著作物の対象について、せめて完成品に使用された音楽に限定してほしいということも話をしているが、取り合ってもらえない。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例37]

取引先から映像作品の制作を受注するに当たり、当社が当該映像作品を制作するにもかかわらず、取引先から示された契約書では、当該映像作品を制作する過程で当社が制作した素材データについて、取引先が著作者であり、取引先に著作権と所有権が帰属する旨記載されていた。取引先に契約書の修正を申し出たが応じてもらえず、取引先が提示した内容で契約を締結せざるを得なかった。

(映像・音声・文字情報制作業)

(4) 知的財産権等の対価設定に係るもの

**取引の対価の一方的決定**

[事例38]

当社では、著作権対価を内規で定めており、広告制作に係る取引において、取引先に著作権を譲渡するに当たり、当該内規に基づく価格を提案したところ、取引先が拒絶した。当社は、取引先との間で別の継続取引もあり、それに影響が出てしまうことも考え、取引先と揉めるのは得策ではないので、取引先が提示する破格の安さの対価を受け取ることで、著作権を譲渡した。

(印刷・同関連業)

[事例39]

取引先からパッケージデザインの制作を委託されているところ、取引を開始するに当たり、取引先から提示された業務委託契約書において、当社が納品したパッケージデザインの著作権を譲渡する旨記載されている。当該パッケージデザインの著作権の譲渡対価は、取引先が一方的に決定するものであり、当社にとって納得いく金額とは乖離した低い金額であった。

当社から、発注時に示された利用範囲を超えてパッケージデザインの二次利用を行う場合には別途対価に係る協議を行う旨の条項を契約書内に含めるよう依頼したものの、取引先からはこれがひな形であるとの理由で応じてもらえず、結局は、今後の取引に影響が生じることを懸念し、契約内容を受け入れざるを得なかった。

(専門サービス業)

[事例40]

取引先と映像作品の制作に係る取引を開始するに当たり、取引先から提示された契約書において、当社に支払われる制作費に、映像作品の著作権の譲渡に係る対価も含まれる旨規定されていた。当該制作費は取引先から一方的に通告されるものであるところ、映像作品の制作に係る費用をようやく賄うことができる程度の額に過ぎず、著作権

の譲渡に係る対価はほぼ含まれていない<sup>30</sup>。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例41]

当社は、取引先から当社の保有する商標権を譲渡するよう要請された。今後、取引先と揉めることを回避したかったため、取引先の言い値である低廉な価格で、商標権を譲渡してしまった。

(生産用機械器具製造業)

[事例42]

当社が制作・納品する楽曲を取引先において二次利用する場合には、その対価を別途協議して決定してもらうか、二次利用を前提とするならば、著作権譲渡代金として現在の見積価格の数倍程度は請求したいが、業界全体の慣習から取引先に請求することはできず、取引先と協議することもできない。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例43]

現状、設計図面は1枚単位の価格設定であり、対価は1枚数千円程度である。設計図面を1枚作成するのに1週間を要する場合もある。また、設計図面の納品後に製品の製造は他社に外注されてしまう場合もあることを踏まえれば、何倍もの価格を請求したいが、実際にはそのような価格設定はできず、取引先と協議ができる状況にない。

(業務用機械器具製造業)

#### 知的財産権等の対価の不設定

[事例44]

映像制作において、著作権の対価が支払われるべきと考えるが、業界慣習と違うことを要求することにより、悪目立ちしてしまうリスクがあるため、著作権の対価を請求することは難しく、協議の場を設定してもらうことは困難である<sup>31</sup>。

(映像・音声・文字情報制作業)

[事例45]

設計図面は当社のノウハウそのものであることに加え、設計担当者が休日も返上で設計図面を作成するなどコストをかけて作成しているものであることを踏まえると、その対価を請求したいが、これまでの慣習とは異なることを取引先に求めることは、取引を切られることを覚悟しなければならぬため、そこまでのリスクを負ってまで対

---

<sup>30</sup> 本事例は、本映像作品の著作権について、発注者・受注者間で締結する契約書において、当該著作権を発注者に譲渡するとともに、その対価は制作費に含めることを規定しているものであり、受注者が著作者であって受注者に著作権が帰属することを前提とした事例である。

<sup>31</sup> 本事例は、本映像作品の著作権について、発注者・受注者間で締結する契約書において、当該著作権を発注者に譲渡するとともに、その対価は制作費に含めることを規定しているものであり、受注者が著作者であって受注者に著作権が帰属することを前提とした事例である。

価を請求することはできず、協議の場を設けてもらうこともできない。

(プラスチック製品製造業)

#### 対価設定方法の一方的決定

[事例46]

著作権譲渡の対価について、現状、取引先の指示で一括払とされているところ、納得いく額ではない。デザインが使用される商品の売上げを踏まえれば、その売上げに応じた額（レベニューシェア）を支払ってもらえるよう、取引先と協議したいと考えているが、協議の場を設けてもらえず、当社から協議を持ち出すことにより取引が切られてしまう可能性を考慮すると、協議を求めることはできず、対価の額や支払方法を受け入れざるを得ない。

(専門サービス業)

[事例47]

知的財産権等の対価設定は、知的財産権等の種類や内容、取引条件等を踏まえて判断されるべきと考えるため、契約締結時における一括払い、製品等の売上げに応じた対価設定、一時金に製品等の売上げに応じた対価を加算する設定等、取引先と協議して、対価設定の方法を選択できるようにしたいが、そのような協議の場を設けてもらうことができない。

(食料品製造業)

### (5) 技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係るもの

#### 技術指導の対価

[事例48]

当社は、取引先から、当社が取引先に対して納品実績がある機械部品に関する製造技術（素材の選定、機械選定、加工の順番等の製造工程に係るノウハウを含む）について継続的に技術指導を要請され、今後の取引関係を踏まえ、無償で当該技術指導をせざるを得ない状況にあった。その後、発注がなくなり、内製化された可能性がある。

(金属製品製造業)

[事例49]

当社は、プラスチック製品の製造を委託されている取引先からの要請に応じ、製品の量産を前提に、製品開発段階において当社のノウハウを生かした技術指導やアドバイスを無償で行っていたところ、製品の量産段階において、当社に無断で他社に発注された。当社は、製品の量産が受注できなかつただけでなく、製品開発段階における当社のノウハウを生かした技術指導等に対する対価も支払ってもらえなかつた。

(プラスチック製品製造業)

[事例50]

継続的に当社の製品を納品している取引先から、医療機関の検査担当者に対する検査に係る無償での技術指導を何度も要請される。当社では取引先への技術指導として有償での研修を準備しているが、取引先に対して圧倒的に弱い立場にあるため、当該要請に応じざるを得ない。

(その他の製造業)

#### 技術検証 (PoC) の対価

##### [事例51]

取引先から短期間の納期で発注されたシステム開発に係る PoC について、取引先から無償での成果物の提供を要請された。また、毎月継続的に実施していた別のシステム開発に係る PoC について、取引先の業績が悪化したとの理由で、従来から実施していた作業内容に変更がないにもかかわらず、一方的に毎月の支払の対価を減額された。

(情報サービス業)

#### 試作品製造等の対価

##### [事例52]

取引先から依頼を受けて試作品の製造を行うに当たり、取引先の求めに応じ、定期的に試作品の製造及び改良を繰り返し、特定の加工工程に生じる問題に対応するために当社の設備の改修も行った。最終的に商品化されるまでには数年を要したが、試作段階で要した人件費、原材料費、設備の改修費等の全ての費用については、これまでの商慣習を踏まえ、当社が負担せざるを得なかった。

(食料品製造業)

##### [事例53]

取引先から依頼を受けて開発を行うに当たり、当社のノウハウに基づき原材料の配合調整を行うなどして製造した試作品について、取引先の評価及び評価結果を踏まえた新たな配合調整を繰り返し行うなど、開発には長期間を要することとなるが、試作品の製造に要した原材料費等の費用負担について、取引先から協議の呼びかけは一切無く、当社からも、長期間かけて開発した製品の取引を失うことを考慮すると費用を請求することができない。

(石油製品・石炭製品製造業)

##### [事例54]

金属製品の試作品の製造を行うに当たり、取引先から、原材料の仕入れ先メーカーの指定を受けたため、当該メーカーから原材料を仕入れ、加工を行ったところ、他のメーカーから仕入れた原材料での加工工程に比べて作業工数が増えることにより製造コストが当初の予定より増加する旨を相談したところ、その後、試作品に係る対価が支払われることはなく、取引が終了してしまった。

(金属製品製造業)

[事例55]

取引先からの相談を受けて試作品の製造を行うに当たり、取引先の担当者に試作品を無償で提供したところ、取引先の関連会社に、当社の試作品のノウハウを基に試作品の製造及び内製化をされてしまった。

(電気機械器具製造業)

[事例56]

継続的に取引をしている取引先から、加工野菜を用いた商品の製造依頼があり、取引先との間で商談をくり返し、当社からレシピや調理方法等について詳細な提案をし、試作品を提供した。最終的に商品化できる状態となった段階で、当社が提案したレシピや調理方法を基に他社に転注されてしまった。無償でノウハウや試作品を提供した上に受注することもできなかったため、当社としては相当な損失を被ったが、取引先との取引期間が長く、会社経営の観点から取引をやめることができない。

(食料品製造業)

[事例57]

取引先から、量産化を前提に、紙製品の試作品を無償で製作するよう要請された。当社は、設計図面を制作し、素材やインキを選定する等、時間も費用もかけて試作品を製作するため、原則、有償で試作品を製作することとしているが、量産化が前提ということで、取引先の要請に応じた。取引先が要望する試作品が特殊な形状であったため、当社のノウハウを駆使して試作品を製作したが、量産化されることはなく、試作品に係る製作費用も支払われないうままである。

(印刷・同関連業)

[事例58<sup>32)</sup>]

取引先からプログラムの開発を請け負ったところ、取引先との打合せにおいて、契約内容の範囲を超える抜本的な方針転換の指示を頻繁に受け、当社の負担で、プログラムの組み合わせ等を含めて大幅な追加修正作業を行った。しかし、請負契約書に記載される報酬が支払われたのみで、追加修正にかかった費用は一切支払われなかった。このようなやり方が業界の慣習となっていることや、取引先との今後の取引への影響を懸念して追加費用を請求することができなかった。

(情報サービス業)

[事例59]

取引先との共同研究開発において、共同研究開発契約の内容に含まれておらず、共同

---

<sup>32)</sup> 類似の事例として、事業者団体に対するヒアリングにおいて、個人事業主であるクリエイターが取引先から楽曲制作を受注したところ、契約書が交付されず、制作した楽曲を何回も書き直しをさせられた上に、追加修正に対する対価を支払われなかったなどのいわゆるフリーランスを受注者とした取引に係る事例が報告された。

研究開発に必要がないにもかかわらず、取引先が確認したいというだけで、取引先が指定する試験の実施を要請され、断ることができずに当該要請に応じたが、外注費を除き、当該試験の実施に係る費用を支払ってもらえなかった。

(化学工業)

## (6) 共同研究開発等に係るもの

### 知的財産権の一方的帰属

#### [事例60]

取引先との共同研究開発において、取引先は製造に係るアイデアを提供し、当該アイデアに基づき、当社のノウハウや技術を用いて製品を開発製造した。その後、取引先から、取引先単独で当該製品の特許申請を行うこと、当該製品の販売利益の大半を取引先が取得するという内容の契約の締結を要請された。

(非鉄金属製造業)

### 名ばかり共同研究開発等

#### [事例61]

取引先と化学工業製品の共同研究開発を行うに当たり、取引先から提示された契約書に、共同研究開発で生み出された特許は、取引先と当社で共同出願し、2分の1の割合で特許権を共有する旨の条項が記載されている。

取引先はアイデアやノウハウを一切出さず、研究開発に係る当社の人件費も負担せず、当社のみが、当社のノウハウや技術を用いて、必要な試験を実施し、製品を開発製造するため、当社としては、単独で特許出願したいが、取引先は大手であり、当該条項を修正してもらおうよう交渉することができない。

(化学工業)

#### [事例62]

取引先との共同研究開発において、取引先からはノウハウを一切提供されることなく、数年当社のみがノウハウを提供し、当社が大半の費用を負担し、開発を続けて試作品を製造した。

その後、取引先から特許出願に係る契約書のひな形を提示されたところ、当社と取引先が共同で出願することを前提とした上で、共同出願の費用、特許維持費用、取引先の弁理士の依頼費用はいずれも共同出願人が均等で負担する内容であった。また、共同出願に係る特許の持分も、共同研究開発の寄与度に関係なく、共同出願人で均等となる内容であった。取引先に対してそれらの条項を修正してもらおうよう交渉したが、ひな形があるので変更ができないと言われ、応じざるを得なかった。

(情報通信機械器具製造業)

#### [事例63]

PoC の過程で生じた技術的成果物について、当社の既存の特許技術等を応用するなど、当社が全て製作したものであったが、取引先との関係を考慮し、特許は共同出願とし、権利帰属については双方対等とする合意書の締結を提案したところ、取引先からは、資金提供の存在を理由として、取引先に一切の権利の譲渡を行うことを内容とする修正案が提示され、交渉にも応じてくれない。

(情報サービス業)

[事例64]

継続して電子部品の製造委託に係る取引を行う取引先との取引基本契約書に、取引から生み出された特許は、全て取引先に帰属する旨の条項が記載されており、修正を申し入れたが、聞き入れてもらえなかった。その後、当社のみで生み出した発明について取引先に無断で単独出願をされてしまった。

(電気機械器具製造業)

[事例65]

取引先との電機製品等の開発委託契約において、当社の技術に基づき開発した成果物であっても、成果物に係る知的財産権は全て先方に帰属するとの契約を締結せざるを得なかった。当社としては、当社の発明に基づく知的財産権は当社で保有するべきという方針であることから、取引先に対し、ライセンスへの修正提案について交渉しようとしたが、先方のルールで始めから決まっているとの理由で取り合ってもらえなかった。

(電気機械器具製造業)

**共同研究開発の成果物の利用制限**

[事例66]

取引先との間で、共同研究開発によって生み出された成果物については当社に帰属するものの、一定期間において取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後においては取引先に最恵待遇で供給することを内容とする共同研究開発契約を一方的に締結させられた。

(化学工業)

[事例67]

取引先と共同研究開発を行うに当たり、当社のノウハウのみを用いて試作品を開発製作するものであるのに、(a)取引先も成果物や知的財産権を共有することができ、取引先のみならず、取引先の子会社や関連会社が当社の同意を得ることなく無償で実施又は利用できる旨の規定、(b)本契約終了後、一定期間、当社が当該知的財産権を用いた製品を自由に販売することを制限する規定、(c)それらの規定は本契約終了後も知的財産権が存続する限り有効とされるところの規定が記載された共同研究開発契約を一方的に締結させられた。当社としてはこれらの条項の修正を伝えたかったが、今後の取引

を優先し、修正提案をすることができなかった。

(輸送用機械器具製造業)

#### (7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの

[事例68]

取引先との金属製品の共同研究開発において、取引先と当社でノウハウやアイデアを出し合って製品を開発する役割分担であったが、取引先から、共同研究開発の成果について共同出願とし、当社と取引先との共有特許となった場合でも、当社は特許権を実施できないという契約の締結を要請され、当該契約を締結した。

(金属製品製造業)

#### (8) 出願干渉に係るもの

[事例69]

取引先からの委託を受けて工業製品の原材料に係る製品開発を開始するに当たり、取引先から、当社のノウハウや開発資金を投じて独自に生み出した発明であっても、特許出願を行う場合には、取引先への報告を義務付ける内容を含むNDAの案を示された。当社から契約内容の修正を求めたところ、取引先からはテンプレートであり修正できないと一方的に拒否された。実際に、当社で独自に生み出した発明を特許出願するに当たり、取引先に報告したところ、共同出願にさせられた。

(化学工業)

[事例70]

取引先と共同研究開発に係る取引を開始するに当たり、取引先から提示された取引基本契約書に、当社のみで生み出した発明であっても、出願するには取引先の許可が必要であり、必ず共同出願にしなければいけない旨記載されていた。取引先に当該条項の修正を申し入れたが拒否されてしまった。

(生産用機械器具製造業)

#### (9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの

[事例71]

取引先と金属製品の製造販売に係る取引を開始するに当たり、取引先の指示に基づいて製造した製品であるにもかかわらず、当社が一方的に不利となる片務条項(取引先が当社から購入した製品を使用して作った完成品を販売するなどした結果、第三者の特許権を侵害した場合には、当社が一方的に損害賠償責任を負うなど)の記載がある契約を締結した。取引を止められてしまう可能性があるため、契約書の修正を求めることができない。

(金属製品製造業)

### 第3 知的財産の取引慣行の実態と独占禁止法上の考え方

#### 1 調査結果の総括

- (1) 今回の調査結果においては、特定の業種に限定することなく幅広い業種の事業者を対象に調査を実施したものであるところ、製造業や非製造業を問わず、受注者が取引先から、製造方法に係るデータ、設計図面データ、中間成果物に係るデータ等の提出を求められた事例（事例7、事例13、事例15、事例33から事例35及び事例37等）が複数報告されるとともに、今回の調査において特徴的な事例として、機械の稼働状況等に係る産業データの提供を求められた事例が報告された（事例21）。IoT（Internet of Things）技術やビッグデータの利用拡大により、データの経済的価値が一層高まり、機械の稼働状況等のリアルタイムデータを含むデータの利活用に係るビジネスモデルが進展している中、優越的地位の濫用として問題となる行為を未然に防止するという観点から、このようなデータを対象とする取引適正化の必要性が示されたと考えられる。
- (2) 次に、今回の調査結果においては、令和元年の知的財産権やノウハウに係る実態調査等の結果にはみられなかった著作権の無償譲渡の要請や著作権の無償ライセンスの要請に係る事例が複数報告されるとともに（事例22から事例27）、商慣習上、著作権等に対価設定をすることが困難であるとする事例が報告された（事例44及び事例45）。また、知的財産権に対価設定がなされている場合であっても、その対価が一方的に決定され、適切な対価が設定されていない事例が複数報告されるとともに（事例38から事例43）、対価設定方法の選択肢の拡充を求めたいが、取引先から一方的に決定される事例も報告された（事例46及び事例47）。

このような結果は、幅広い業種の事業者を対象に今回の調査を実施したものであることや業種によっては、現在における商慣習上、著作権等の知的財産権やノウハウの価値が適正に評価されていない実態があることが要因の一つと考えられるところ、事業者にとって知的財産権に対する適切な対価を享受することは、当該権利やノウハウの創作意欲に直結するものであることを踏まえると、これら行為を未然に防止する必要性は大きいものと考えられる。

- (3) さらに、製造業においても、令和元年の知的財産権やノウハウに係る実態調査で報告された事例と同様、NDAの締結拒否、技術資料等の開示要請、工場見学及び工場内撮影の強要、無償での技術指導・試作品製造等の強要、名ばかり共同研究開発、出願干渉、知財訴訟等のリスク転嫁等の優越的地位の濫用等の独占禁止法上問題となるおそれがある事例が複数報告された。

この点、アンケート結果においては、前記第2の3(1)のとおり、納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者は非製造業も含めて603社（約16%）であったが、ヒアリング事例においては、商慣習上、不利な取引条件での取引を強いられているという報告が散見された（事例13、事例52、事例58等）。これ

らの事例の中には、ヒアリングの過程において自ら受けている行為が優越的地位の濫用に該当し得るものであることを認識するに至ったものも含まれるところ、アンケートにおいて納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答していない事業者においても、これまでに根付いた商慣習により、問題意識を抱くことができず取引先からの要請に応じてきている中小企業も一定数存在する可能性があることを踏まえれば、実際には、アンケート結果で顕在化している割合を上回る可能性がある。

- (4) 最後に、今回のアンケート結果においては、前記第2の2(1)のとおり、知的財産権等に関するチェック体制について、社内の担当者や外部の専門家がいないと回答した事業者は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有すると回答した3,824社のうち約50%であるところ、そのうち、前記第2の2(2)のとおり、社内の担当者や外部の専門家がいけない理由について、「知的財産権・ノウハウ・データの取扱いについて対策をしたい又は充実させたいが、資力や余裕がないから。」と回答した事業者は約50%であった。また、ヒアリング結果において、取引開始時等に取引先から不利な取引条件となるような契約書のひな形を押しつけられた事例（事例3、事例9、事例22、事例23、事例39等）が複数報告された。

このような結果を踏まえ、納得できない内容の取引条件等を受け入れざるを得なかった要因の一つとして、受注者側における知的財産権等の取引に係るリテラシーが十分ではないことが考えられる。そこで、受注者に対し、知的財産権等の取引について、資力がないなどの理由で必要な対策を講じられない中小企業においてリテラシー向上を促すという観点から、行政機関が作成公表している知的財産権等の取引に係る契約書のひな形やチェックリスト<sup>33</sup>の活用を促すなどにより、知的財産権等の取引適正化の意識を高めていく必要性が示されているといえる。

また、発注者においても、後記3の「行為類型の実態及び考え方」を十分に踏まえて取引適正化の意識を高め、ひいては発注者自身のリテラシーを向上させるように努める必要がある。

## 2 発注者の受注者に対する優越的地位及び公正競争阻害性の考え方

### (1) 実態

調査の結果、次の回答がみられた（前記第2の3(1)(2)）。

納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答したのは、約16%の603社であった。

また、納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者

---

<sup>33</sup> 例えば、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について」（中小企業庁）、「著作権契約書作成支援システム」（文化庁）、「知っておきたい知的財産契約の基礎知識について」（独立行政法人工業所有権情報・研修館）がある。

に、その理由を聞いたところ（複数回答可）、「その取引条件の受入れを断った場合、今後の取引への影響があると判断したから。」が約53%、「取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や自社の信用力の確保につながると判断したから。」が約34%、「取引条件について協議したが、取引先が聞く耳を持っていなかったから。」が約25%、「取引条件について協議しても、取引先に聞き入れられないと思ったから。」が約24%、「当初、取引条件が明確になっておらず、事後的に求められ、応じざるを得なかったから。」が約22%、「取引先から今後の取引への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったから。」が約21%、「当時は知的財産権・ノウハウ・データに関する専門的な知識がなく、取引先から提示された取引条件をそのまま受け入れていたから。」が約15%であった。

## (2) 考え方

### ア 優越的地位の濫用行為

#### (7) 基本的な考え方

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであり、取引当事者間における自由な交渉の結果、いずれか一方の当事者の取引条件が相手方に比べて又は従前に比べて不利となることは、あらゆる取引において当然起こり得るものである。

しかしながら、取引条件の内容に関するものであっても、取引の相手方に不利益を与える行為が優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に行われる場合には、優越的地位の濫用規制上の問題が生じ得る。

#### (4) 優越的地位の該当性

事業者（乙）が取引先である他の事業者（甲）との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合には、独占禁止法上、甲が乙に対して優越的地位にあると考えられる。また、甲が乙に対して優越的地位にあるか否かの判断に当たっては、乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮される。

アンケート回答者の属性は、前記第2の1(2)(3)のとおり、大半が従業員数や資本金の基準において中小企業に該当する事業者であった。また、アンケート結果によると、受注者が納得できない内容の取引条件を受け入れた理由は、前記第2の3(2)のとおり、「その取引条件の受入れを断った場合、今後の取引への影響があると判断したから。」が最も多く、「取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や自社の信用力の確保に

つながると判断したから。」が次いで多かった。

優越的地位該当性は個々の具体的事情を踏まえ判断されるものであるが、これらの事情を踏まえれば、発注者から納得できない内容の取引条件を受け入れた受注者との取引・契約のうち一定数は、発注者が受注者に対して優越的地位にあると認められる可能性があるのではないかと考えられる。

#### (ウ) 優越的地位の濫用の公正競争阻害性

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあることから、「優越的地位の濫用」として、独占禁止法により規制されるどころ、どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断されることとなる。

#### イ 非価格制限行為の公正競争阻害性

受注者が発注者から受けた納得できない取引条件等の内容には、後記3以降に示すとおり、優越的地位の濫用として問題となるおそれのある行為のほか、共同研究開発の成果物の利用制限等の非価格制限行為がみられた。非価格制限行為については、当該行為によって市場閉鎖効果<sup>34</sup>が生じる場合等に公正な競争を阻害するおそれがあると判断される。市場閉鎖効果は、行為者の市場における地位が高いほど、そうでない場合と比較して、これが生じる可能性が高くなるが、個別の事案ごとに判断されることになる。

### 3 行為類型の実態及び考え方<sup>35</sup>

#### (1) NDAに係るもの

##### ア NDAの締結拒否等

##### (ア) 実態

調査結果によれば、受注者から、発注者に対し、受注者の秘密情報を保護するためのNDAの締結を求めたのに拒否された事例や、拒否された後、社外秘デー

<sup>34</sup> 市場閉鎖効果については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第1部3(2)アに記載のとおりである。

<sup>35</sup> 各行為類型に係る中小受託取引適正化法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方は、後記第3の3(10)のとおりである。

タを提出させられた事例（事例1及び事例2）がみられた。

#### (4) 考え方

受注者から、発注者<sup>36</sup>に対し、NDAを締結しないまま受注者の社外秘データ等の秘密情報が提供された場合には、当該秘密情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。また、受注者が研究開発等によって獲得した秘密情報であるにもかかわらず、受注者の意図しない形で、発注者が任意に使用することができる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に<sup>37</sup>、NDAを締結しないまま取引の実施を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

### イ 片務的 NDA の締結

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者のみが発注者が開示する秘密情報の保持義務を課される片務的な NDA の締結を要請された事例（事例3から事例6）がみられた。

#### (4) 考え方

受注者と発注者との間で、双方からの秘密情報の開示が想定されるにもかかわらず、受注者にのみ秘密情報の保持義務を課すなどの片務的な NDA が締結された場合には、秘密情報を受領してから契約で定める秘密保持期間が満了するまでの間であっても、受注者の秘密情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。また、受注者が研究開発等によって獲得した秘密情報であるにもかかわらず、受注者の意図しない形で、発注者が任意に使用することができる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

---

<sup>36</sup> 事例1のように商社が介在する場合、商社の委託内容への関与の状況等、各取引の個別事情を踏まえた上で発注者に商社が含まれる場合もあり得る。

<sup>37</sup> 「一方的に」について、「一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われなるときには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって、取引上優越した地位にある事業者は、取引の条件等を取引の相手方に提示する際、当該条件等を提示した理由について、当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。」とされている（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の3(5)、以下同じ）。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、片務的な NDA の締結を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となるおそれがある。

## (2) ノウハウ・データの開示に係るもの

### ア 一方的な開示要請（技術資料等）

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引開始時や取引において、製造方法や製造工程等のノウハウが記載された技術資料やデータ（以下、併せて「技術情報」という。）を提供するよう要請された事例（事例 7 から事例 12）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、技術情報を開示又は提供させた場合には、当該技術情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに技術情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由<sup>38</sup>がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該技術情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となるおそれがある。

### イ 一方的な開示要請（設計図面等）

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引開始時や取引において、契約内容や取引条件になっていないにもかかわらず、設計図面、設計図面データやそれ

---

<sup>38</sup> 「正当な理由」について、「経済上の利益が無償で提供される場合であっても、当該経済上の利益が、ある商品の販売に付随して当然に提供されるものであって、当該商品の価格にそもそも反映されているようなときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。」とされている（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第 4 の 2(3)イ、以下同じ）。

に係るノウハウ（以下、併せて「設計図面情報」という。）を提供するよう要請された事例（事例13から事例16）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、設計図面情報を提供させた場合には、当該設計図面情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに設計図面情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該設計図面情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

### ウ 一方的な開示要請（工場見学等）

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引において、一方的に工場見学を要請され、製品の製造工程やそれに係るノウハウ等を開示又は提供させられたという事例（事例17から事例20）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者が、発注者の要請に応じて工場見学等を実施させられ、その結果、技術情報が開示又は提供された場合には、当該技術情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに技術情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えて<sup>39</sup>、取引の相手方である受注者に対し、工場見学等を実施し当該技術情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる

---

<sup>39</sup> 例えば、発注者が、受注者に対し、品質保証等の名目で過度な情報開示を求めるような場合にも問題となり得る。

おそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## エ 一方的な開示要請（産業データ）

### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引において、取引内容とは関係なく、機械の稼働状況等のデータの提供を要請された事例（事例21）がみられた。

### (4) 考え方

機械の稼働状況等に関するリアルタイムデータは、当該データを収集・解析することにより、事業運営の効率化、機械の保守点検サービスや機器の販売とアフターサービスの一体的な提供といったビジネスモデルへの活用等、様々な事業者やサービスに利活用され得る経済的価値を有するものである。この点、正当な理由がないのに、受注者から、発注者に対し、機械の稼働状況等に関するリアルタイムデータが提供された場合には、当該データが発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該データの無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある<sup>40</sup>。

## (3) 知的財産権の譲渡等に係るもの

### ア 著作権の無償譲渡の要請

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が発注者との取引において、当該取引の成果物に係る著作権を無償で譲渡することを要請され、又は無償で譲渡することを内容とする契約の締結を要請された事例（事例22から事例25）がみられた。

---

<sup>40</sup> 本調査では事例としては報告されていないものの、事業者によるデータ（産業データ）の収集に関して「データと競争政策に関する検討会報告書」（平成29年6月6日公正取引委員会・競争政策研究センター）[〈https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index\\_files/170606data01.pdf〉](https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/170606data01.pdf)において「このように業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は、データに希少性が認められるときは、当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る、又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって、市場における競争を減殺する可能性がある。このようにして公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当すると考えられる。」（同報告書36頁）とされている。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者に帰属する著作権であるにもかかわらず、当該著作権が無償で発注者に提供（譲渡）<sup>41</sup>された場合には、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。一方で発注者は費用を負担することなく著作権を行使することができる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

### イ 無償ライセンスの要請

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者から、知的財産権のライセンスの無償提供を要請された事例（事例26から事例28）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者に帰属する知的財産権であるにもかかわらず、当該知的財産権について無償でライセンスされた場合には受注者は知的財産権の創作又は開発に係る費用を回収することができず、一方で発注者は費用を負担することなく知的財産権を行使することができる。また、受注者が知的財産権に係る適切な対価を得られないような場合には受注者の知的財産権の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、ライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

---

<sup>41</sup> 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の2(3)アにおいて「その他経済上の利益の提供の要請」の考え方として、「正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない（中略）特許権等の知的財産権（中略）の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」とされていることを踏まえ、独占禁止法上の「考え方」を示すに当たり、「譲渡」を含む知的財産権等の提供行為について「提供」と記載している。

## ウ 著作権の帰属条項の設定

### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が創作した著作物であっても、当該著作物の著作権が発注者に帰属するという内容の契約の締結を要請された事例（事例29及び事例30）がみられた。

### (4) 考え方

受注者が創作した著作物の著作権は著作権法に基づきその帰属先が定めるところ、受注者にその著作権が帰属する場合であるにもかかわらず、正当な理由がないのに、発注者にその著作権が帰属するという内容の契約を締結し、その対価が支払われない場合には、事実上、受注者に帰属する著作権が発注者に無償で提供（譲渡）されることとなる。この場合、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。一方で発注者は費用を負担することなく著作権を行使することができる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## エ 著作者人格権の不行使条項の設定

### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が制作した著作物について、受注者が著作者人格権の行使を必要としている場合があるにもかかわらず、著作者人格権を行使しないことを内容とする契約の締結を要請された事例（事例31及び事例32）がみられた。

### (4) 考え方

発注者によって、受注者に帰属する著作者人格権の行使が制限される場合には、受注者は、発注者に対し、著作物を公表しないように求めること、著作物への著作者名の表示又は非表示を求めること並びに著作物及び題号について意に反する変更、切除その他の改変をしないよう求めることが、それぞれできなくなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に<sup>42</sup>、著作権人格権の行使を制限する条件を設定する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## オ 中間成果物の譲渡要請等

### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引における完成品を制作する過程で制作した中間成果物の著作権について、発注者に無償で提供するよう要請され、又は無償で譲渡することを内容とする契約の締結を要請された事例（事例33から事例37）がみられた。

### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者に中間成果物に係る著作権が帰属するにもかかわらず、当該著作権が無償で発注者に提供（譲渡）された場合には、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (4) 知的財産権等の対価設定に係るもの

### ア 取引の対価の一方的決定

#### (7) 実態

調査結果によれば、発注者から、受注者に、発注を受けた制作物の制作費を考慮すれば著作権の対価がほとんど含まれていないような低い金額で、著作権を譲渡するよう要請され、又は譲渡させることを内容とする契約の締結を要請さ

---

<sup>42</sup> 例えば、受注者において著作権人格権の行使を必要とすることが想定される場合等において、著作権人格権の不行使条項の内容等を踏まえた相応な対価の支払又は著作権人格権の権利ごとに個別に別段の定めを設けるなどの著作権人格権を不行使とすることへの取引の条件について協議をすることなく、発注者により著作権人格権の不行使が規定された契約書のひな形を押しつける場合など、著作権人格権に係る取引の条件等について協議交渉が十分に行われない場合には一方的な設定と評価され得る。

れた事例及び商標権を低廉な価格で譲渡させられた事例（事例38から事例43）がみられた。

#### (4) 考え方

受注者が創作した制作物に係る著作権等の知的財産権等について著しく低い価格で発注者に提供（譲渡）させる場合、受注者は当該知的財産権等の創作又は開発に係る費用を回収することができず、また、当該知的財産権等を行行使する機会を喪失するとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

### イ 知的財産権等の対価の不設定

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者において知的財産権等の対価を請求できず、発注者において対価設定に係る協議の場を設けてもらうことができない事例（事例44及び事例45）がみられた。

#### (4) 考え方

受注者から発注者に対し、知的財産権等の創作又は開発に係る費用を対価に反映させることなく、知的財産権等を提供（譲渡）させる場合、受注者は当該知的財産権等の創作又は開発に係る費用を回収することができず、また、当該知的財産権等を行行使する機会を喪失するとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、知的財産権等の創作又は開発に係る費用等を一切考慮せずに、一方的に、著しく低い対価で取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## ウ 対価設定方法の一方的決定

### (7) 実態

調査結果によれば、知的財産権等の対価設定方法について、現状の契約締結時の一括払いに対し、製品等の売上げに応じた対価設定に変更するよう協議したが、協議を求めることができないという事例（事例46）等がみられた。

### (4) 考え方

対価設定方法によっては、知的財産権等に係る取引から得られる対価の額が変わり得るところ、一方的に、対価設定方法を決められるなどの場合には、適切な対価を得るために重要である対価設定方法についての交渉の機会を失うことになるとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、知的財産権等の種類や内容、対象となる製品等の売上げ見込み等を考慮することなく、一方的に、対価設定方法を決定し、その結果、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (5) 無償の技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係るもの

### ア 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引において、製造技術などに係る技術指導、システム開発に係る技術検証及び試作品の製造等は無償で実施又は提供するよう要請された事例（事例48から事例59）がみられた。

### イ 考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、無償で技術指導、技術検証、試作品製造等（以下、併せて「技術指導等」という。）を実施させた場合には、発注者が本来負担すべき費用が受注者に転嫁されることとなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、無償での技術指導等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (6) 共同研究開発等に係るもの

### ア 知的財産権の一方的帰属

#### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者から、共同研究開発の成果に基づく知的財産権を発注者のみに帰属させる契約の締結を要請された事例（事例60）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、受注者と発注者の双方が共同研究開発に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究開発の成果に基づく知的財産権が発注者のみに帰属する場合には、受注者はその成果を享受できず、発注者のみがその成果を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

### イ 名ばかり共同研究開発等

#### (7) 実態

調査結果によれば、共同研究開発等において、当該共同研究開発等の大半又は全てが、受注者のノウハウや技術を用いて行われた場合であっても、共同研究開発等の成果である知的財産権を発注者のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請された事例（事例61から事例65）がみられた。

#### (4) 考え方

正当な理由がないのに、共同研究開発等の大部分又は全てが受注者によって行われたにもかかわらず、その貢献度を超えて<sup>43</sup>、共同研究開発等の成果に基づ

---

<sup>43</sup> この点、スタートアップと事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針第2の3(2)イ②(イ)において、「名ばかりの共同研究」における解決の方向性の「貢献度に応じた適切なリターンの設定」として、「一方が、研究開発の経費の多くを負担する場合、実質的には共同研究契約ではなく、研究委託契約であるとの理解の下、研究の結果創出されたすべての知的財産権は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張をしがちである。しかし、研究開発の費用負担は、開発に携わる人を出していることに対応する負担であり、当該費用を負担していることが直ちに成果物の知的財産権の帰属主体となることを正当化するも

く知的財産権を発注者のみ又は双方に帰属させる場合には、受注者は貢献に見合った成果を享受できず、発注者は貢献を超えた成果を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## ウ 共同研究開発の成果物の利用制限

### (7) 実態

調査結果によれば、受注者が、共同研究開発の成果物に関し、発注者により、一定期間、他の事業者等への商品・役務の販売を制限された事例（事例66及び事例67）がみられた。

### (4) 考え方

発注者が、共同研究開発の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方である受注者に対し、合理的な期間又は範囲に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を特定の事業者には制限することは、原則として独占禁止法上問題とならない。

しかしながら、市場における有力な事業者<sup>44</sup>である発注者が、取引の相手方である受注者に対し、例えば、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究開発の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

また、受注者にとっては、合理的な期間又は範囲を超えて、商品・役務の販売先を制限される場合には、当該制限がなければ得られる可能性があった新規の取引先の獲得機会を逸失するなどの不利益が生じることとなるおそれがあるところ、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基

---

のではない。共同研究開発の結果生じた知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められることが重要である。通常、かかる知的財産権を発明者でない者が獲得するためには、別途それに見合った対価を支払う必要がある。」とされている。

<sup>44</sup> 市場における有力な事業者については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第1部の3(4)に記載のとおりである。

づく商品・役務等の販売先の制限を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## エ 最惠待遇条件

### (7) 実態

調査結果によれば、共同研究開発を行った受注者が、発注者から、最惠待遇条件（発注者の取引条件を他の取引先の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定された事例（事例66）がみられた。

### (4) 考え方

発注者が、共同研究開発を行った受注者に対し、最惠待遇条件を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、市場における有力な事業者である発注者が、取引の相手方である受注者に対し、最惠待遇条件を設定することは、それによって、例えば、発注者の競争者がより有利な条件で受注者と取引することが困難となり、当該競争者の取引へのインセンティブが減少し、発注者と当該競争者との競争が阻害され、市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

また、受注者にとっては、発注者以外の事業者との交渉等において提示できる対価等の取引条件が限定されることとなり、最惠待遇条件の設定がなければ得られる可能性があった新規の取引先の獲得機会を逸失する、対価設定の柔軟性を害されるなどの不利益が生じることとなるおそれがあるところ、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、最惠待遇条件の設定を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの

### ア 実態

調査の結果、受注者が、発注者から、共同研究開発の成果として特許を共同出願した上で、受注者と発注者の共有特許となった場合においても受注者の特許権の実施のみが制限されるという内容の契約の締結を要請された事例（事例68）がみられた。

## イ 考え方

共同研究開発の結果、受注者と発注者との共有特許となったにもかかわらず、受注者だけが特許権を実施できない場合には、受注者は特許権の実施による利益を享受できず、発注者のみはその利益を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、一方的に、取引の相手方である受注者に対し、特許権の実施の制限を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (8) 出願干渉に係るもの

### ア 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者から、受注者が開発した発明であっても、発注者に報告を義務付け又は相互に協議を実施しなければ、特許出願できないという内容の契約の締結を要請された事例<sup>45</sup>（事例69及び事例70）がみられた。

## イ 考え方

受注者が開発した技術の特許出願が制限された場合には、受注者は発注者や第三者から自ら開発した技術を正当に保護することが困難となるおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、当該受注者が開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの

### ア 実態

調査結果によれば、受注者が、発注者との取引において製造した成果物が、第三者の権利に抵触する場合における損害賠償責任を受注者のみが負担する内容の契

---

<sup>45</sup> 出願干渉の結果、取引先との共同出願にさせられたとの事例が報告されたが、この点について、知的財産取引適正化ワーキンググループ（脚注51を参照）において、例えば、開発事業者と大手メーカーとの間で共同出願にさせられた場合には、多くの場合、開発事業者側は自己実施する能力がない一方で、第三者に実施させる場合には共有者である大手メーカーの許諾が必要となることから、開発事業者にとっては、特許権を保有している意味がなく、特許権をとられたのと同旨であるとの指摘がなされている。

約の締結を要請された事例（事例71）がみられた。

## イ 考え方

発注者と受注者の取引において、正当な理由がないのに、相互の責任の有無又は責任の割合を一切考慮することなく、当該取引の成果物に基づく商品・役務の損害賠償責任を受注者のみが負担する場合には、受注者のみが損害賠償のリスクを負うこととなり、発注者はそのリスクを一切負わないこととなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該取引の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の負担を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## (10) 独占禁止法、中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係

受注者及び発注者の取引においては、独占禁止法、中小受託取引適正化法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）の適用が考えられる。

そして、発注者がフリーランス・事業者間取引適正化等法の「業務委託事業者」（同法第2条第5項）又は「特定業務委託事業者」（同条第6項）に該当する場合には、発注者に同法の適用が考えられるところ、同時に、中小受託取引適正化法や独占禁止法にも違反する場合、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先的に適用する<sup>46</sup>。

また、発注者が中小受託取引適正化法に規定する「委託事業者」（同法第2条第8項）に該当すれば、同法の適用が考えられるが、独占禁止法との関係では、公正取引委員会は、原則として、中小受託取引適正化法を優先的に適用する<sup>47</sup>。

なお、前記第2の5に規定する各行為においては、独占禁止法だけでなく中小受託取引適正化法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する可能性もある。これらの法律に違反し得る行為と主な適用条文の整理は、以下のとおりである。

<sup>46</sup> 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び取適法との適用関係等の考え方（令和6年5月31日公表、令和8年1月1日改正）

<sup>47</sup> 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（原案）に対する意見の概要とこれに対する考え方（平成22年11月30日公表）

行為類型	中小受託取引適正化法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反し得る行為	主な適用条文 <sup>48</sup>
NDA の締結 <sup>49</sup> (前記第 2 の 5 (1))	NDA の締結拒否	—
	片務的 NDA の締結	—
ノウハウ・データの 開示 (前記第 2 の 5 (2))	一方的な開示要請	○不当な経済上の利益の提供要請 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 2 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 2 項第 1 号) ○買ったたき (中小受託取引適正化法第 5 条第 1 項第 5 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 1 項第 4 号) ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 4 号)
知的財産権の譲渡等 (前記第 2 の 5 (3))	著作権の無償譲渡の要請	○不当な経済上の利益の提供要請 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 2 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 2 項第 1 号) ○買ったたき (中小受託取引適正化法第 5 条第 1 項第 5 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 1 項第 4 号) ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 4 号)
	無償ライセンスの要請	○不当な経済上の利益の提供要請 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 2 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 2 項第 1 号) ○買ったたき (中小受託取引適正化法第 5 条第 1 項第 5 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 1 項第 4 号) ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 4 号)
	著作権の帰属条項の設定	○不当な経済上の利益の提供要請 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 2 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 2 項第 1 号) ○買ったたき (中小受託取引適正化法第 5 条第 1 項第 5 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 1 項第 4 号) ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 4 号)

<sup>48</sup> なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び中小受託取引適正化法の該当性は、個別の取引における個別事情を踏まえ判断されるものであるから、「主な適用条文」に記載がない行為類型であっても、実際の発注者・受注者間の取引における個別事情を踏まえ、当該取引にフリーランス・事業者間取引適正化等法又は中小受託取引適正化法の各規定が適用される場合があることに留意されたい。

<sup>49</sup> 例えば、事例 1 のように NDA の締結を拒否した後に取引先に社外秘データ等を提出させられたような場合には、不当な経済上の利益の提供要請 (中小受託取引適正化法第 5 条第 2 項第 2 号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 2 項第 1 号) が問題となり得る。

	著作者人格権の不行使条項の設定 中間成果物の譲渡要請等	— ○不当な経済上の利益の提供要請（中小受託取引適正化法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号） ○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）
知的財産権等の対価設定 （前記第2の5(4)）	取引の対価の一方的設定 知的財産権等の対価の不設定 対価設定方法の一方的決定	○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）
技術指導、技術検証、試作品製造等 （前記第2の5(5)）	無償の技術指導、技術検証、試作品製造等 <sup>50</sup>	○不当な経済上の利益の提供要請（中小受託取引適正化法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号） ○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）
共同研究開発等 （前記第2の5(6)）	知的財産権の一方的帰属	○不当な経済上の利益の提供要請（中小受託取引適正化法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号） ○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）
	名ばかり共同研究開発等	○不当な経済上の利益の提供要請（中小受託取引適正化法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号） ○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）

<sup>50</sup> 事例51では、代金の減額の禁止（中小受託取引適正化法第5条第1項第3号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号）が、事例58では、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第3号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）が問題となり得る。

	共同研究開発の成果物の利用制限	—
	最恵待遇条件	—
共有知的財産権の不利な取扱い (前記第2の5(7))	共有知的財産権の不利な取扱い	—
出願干渉 (前記第2の5(8))	出願干渉	—
知財訴訟等のリスク転嫁 (前記第2の5(9))	知財訴訟等のリスク転嫁	○不当な経済上の利益の提供要請（中小受託取引適正化法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号） ○買ったとき（中小受託取引適正化法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号） ○協議に応じない一方的な代金決定の禁止（中小受託取引適正化法第5条第2項第4号）

## 第4 公正取引委員会の対応

### 1 問題行為の未然防止に向けた周知活動等

今回の調査では、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位濫用等に関する実態調査報告書」及び「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」において報告された事例と同様、優越的地位の濫用や拘束条件付取引等として独占禁止法上問題となるおそれのある事例が多数報告されるとともに、これまでの実態調査では報告されていなかった著作権等を対象とする取引に係る優越的地位の濫用等として独占禁止法上問題となるおそれのある事例も多数報告された。

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる行為を未然に防止する観点から、本調査結果を公表するとともに、本報告書を広くかつ速やかに周知していく。

今後、本報告書及び知的財産取引適正化ワーキンググループ<sup>51</sup>における報告書の内容を基に、独占禁止法上の考え方等を示す指針を公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の連名で策定、公表するなどの対応を行う予定である。

### 2 違反行為への厳正な対処

公正取引委員会は、今後とも、知的財産権・ノウハウ・データに係る取引を対象とした独占禁止法上の問題について情報収集に努めるとともに、独占禁止法違反行為に対

<sup>51</sup> 知的財産取引適正化ワーキンググループは、知的財産権やノウハウ等の取引適正化に関し、特に優越的地位の濫用規制の在り方を中心に専門的な議論を行うことを目的として、令和7年7月、企業取引研究会（公正取引委員会事務総局及び中小企業庁を共同事務局とする。）の下に、公正取引委員会事務総局、中小企業庁及び特許庁が共同事務局となり設置された。知的財産取引適正化ワーキンググループにおいて、今回の実態調査の結果も踏まえ、知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書がとりまとめられ、本報告書と同日に公表されている。

しては厳正に対処していく<sup>52</sup>。

---

<sup>52</sup> 中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題についても、引き続き、情報収集に努めるとともに、それらの違反行為に対しても厳正に対処していく。